

仙台市科学館業務委託共通仕様書

1 適用

- (1) 仙台市科学館業務委託共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、仙台市科学館の委託業務に適用する。
- (2) 契約書図書（契約書又は請書、特記仕様書、共通仕様書、質問回答書をいう。以下同じ）は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を規定するものとする。ただし、契約書図書に相違がある場合、その優先順位は次のアからエの順序のとおりとする。
 - ア 契約書又は請書
 - イ 質問回答書
 - ウ 特記仕様書（関係図書含む）
 - エ 仕様書
- (3) 受注者は、前項の規定により難しい場合又は契約書図書に明示のない場合若しくは疑義を生じた場合には、検査職員と協議するものとする。

2 用語の定義

この共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- (1) 「発注者」とは、仙台市長をいう。
- (2) 「受注者」とは、仙台市科学館業務の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他法人をいう。
- (3) 「検査職員」とは、契約書図書に定められた範囲内において受注者又は業務担当者に対する指示、承諾、協議の職務を行うものである。また、業務の完了の検査に当たって、契約書の規定に基づき、検査を行う者をいい、副館長又はその指名する職員である。
- (4) 「業務担当者」とは、契約の履行に関し、業務を総合的に把握し調整を行う者で、契約書の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- (5) 点検とは、委託物件の機能及び劣化の状態を一つ一つ調べることをいい、機能に異常または劣化がある場合、必要に応じ対応措置を判断することを含む。
- (6) 保守とは、委託物件の必要とする性能または機能を維持する目的で行う消耗部品または材料の取替え、注油、汚れ等の除去、部品の調整等の軽微な作業をいう。
- (7) 運転・監視とは、設備機器を稼働させ、その状況を監視すること及び制御することをいう。
- (8) 清掃とは、汚れを除去すること、汚れを予防することにより物件を保護し、良好な環境を保つための作業をいう。
- (9) 修理とは、委託物件の劣化した部分もしくは部材または低下した性能もしくは機能を原状あるいは実用上支障のない状態まで回復させることをいう。
- (10) 交換とは、部材、部品、油脂等を取替えることをいう。
- (11) 分解整備（オーバーホール）とは、機器を定期的または必要に応じ分解し、劣化した部分もしくは部品を修理または交換することをいう。
- (12) 劣化とは、委託物件の全体または各部材が、当初の性能・機能の状態から低減していくことをいう。

- (13) 規定値とは、機器が正常な状態で稼働していることを判断するための諸数値をいう。
- (14) 調整とは、機器の状態を指定された性能、仕様等に適合するように整えることをいう。

3 検査員

検査員とは、業務の履行に係る監督及び検査を行う者で、副館長またはその指名する職員があたる。

4 業務担当者

- (1) 業務担当者とは、業務の履行に必要な知識及び技能を有し、業務を総合的に把握し調整を行う者をいう。
- (2) 受注者は、業務担当者を定め、届け出る。業務担当者を変更した場合も同様とする。
- (3) 法令により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行う。

5 業務の安全衛生管理

従事者の安全衛生に関する管理については、業務担当者が責任者となり、関係法令に従って行う。

業務の履行に伴う従事者の疾病、傷害、その他の事故については、その原因の如何にかかわらず、受注者の責任において措置するものとする。

6 危険防止の措置

- (1) 業務の履行にあたっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ事故の防止にあたる。
- (2) 業務を行う場所もしくはその周辺に第三者が存ずる場合または立ち入るおそれがある場合には、危険防止に必要な措置を検査員に報告のうえ、当該措置を講じ、事故発生を防止する。

7 資料等の整理

受注者は、関係資料等の整理保管を行う。また、発注者から資料の提出、閲覧の申し出があったときは、速やかにこれに従う。

8 予備品等の管理

受注者は、支給された予備品等の在庫管理を行う。

9 業務報告書

受注者は、業務の結果を報告書に記入し、業務完了後速やかに検査員に提出する。なお、検査員から履行状況等を示す写真の提出を求められたときは、速やかにこれに従う。

10 施設概要

名 称：仙台市科学館

所 在 地：仙台市青葉区台原森林公園 4 番 1 号

敷地面積： 1 6, 1 4 4 m²

建築面積： 5, 3 7 4. 9 9 m²

延床面積： 1 2, 2 0 7. 7 0 m²

建築構造：鉄骨鉄筋コンクリート造及び一部鉄骨造地上 5 階塔屋 2 階建

仙台市科学館清掃及び環境衛生管理業務委託特記仕様書

この特記仕様書は、仙台市科学館（以下「館」という。）の清掃及び環境衛生管理業務の概要を示すものであり、本仕様書に記載されていない軽微な業務で、管理上又は美観上必要と認められる業務についても、受注者が契約金の範囲内で誠実に実施するものとする。

1 清掃の場所及び方法

清掃の場所及び方法は、原則として別表「清掃作業基準表」及び平面図の通りとする。なお、「清掃作業基準表」に記載された清掃対象床面積の算出は、原則として壁心寸法で算出し、柱型・家具・什器等の面積は差し引いていない。

2 委託期間

令和7年11月1日から令和8年10月31日まで（12ヶ月）
（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

3 作業日及び作業時間

（1）作業日（合計321日）

①開館日とする。（臨時開館日：7月23日（木）8月10日（月）8月12日（水）含む）（計297日）

②保守点検休館日及び12月28日（日）1月5日（月）とする。（計12日）

③毎月第2月曜日とする。ただし、8月と10月は第3月曜日とする。（月曜日が祝休日の場合はその翌日）（計12日）

④今年度の年末年始は12月29日～1月4日とし業務を要しない。

（2）作業時間は、原則として午前7時30分から午後5時30分までとし、休館日等の場合は午前9時から午後4時までとする。

（3）館の業務の都合上、必要があるときは、事前に双方協議の上、作業日及び作業時間を変更できるものとする。

4 清掃作業員

（1）清掃作業に遅滞等のないよう、館を清掃するのに必要かつ十分な作業員をあてること。また、作業員には、緊急時に臨機の対応をとることのできる、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」第2条に定める「特定建築物」において、過去に2年以上の勤務経験をもつ者をあてること。

（2）受注者は、作業員の中から清掃作業担当者を定め、毎日の清掃作業計画や履行状況の確認、作業員の監督、指導にあたらせるとともに、検査員と常に連絡をとり、事故の防止、建物備品などの損傷防止等に注意すること。なお、清掃作業担当者は、館の専任とする。

（3）作業員には、一定の作業服と名札を着用させること。また、作業中は、館内の規律維持に留意し、来館者に不快な印象を与えないようにすること。

（4）館の作業員は、常時4名以上とし、緊急の清掃業務に対応できるようにすること。

- (5) 受注者は、作業員を選任した場合、作業員の履歴書（各1部）を提出すること。
選任した作業員に異動があった場合も同様とする。
- (6) 受注者は、業務担当者届を提出すること。担当者に異動があった場合も同様とする。
- (7) 受注者は作業員の休暇又は病気等により出動員数が減少した場合、受注者の責任において代替要員を確保すること。

5 検査

- (1) 受注者は、業務の履行に係る検査を行う者（以下「検査員」という。）である副館長またはその指名する職員から検査の申し出があったときは、これに従うものとする。
- (2) 検査は、作業員及び検査員双方が立ち会いのうえ行うものとする。
- (3) 受注者は、業務の履行内容について是正の指示を受けた場合、これに従わなければならない。また、当該是正を完了したときは、その旨の報告を業務報告書に記載し、是正した部分について再検査を受けるものとする。

6 清掃作業計画及び実施報告

- (1) 本仕様に基づいて、一年間の日常清掃作業計画書を作成し、あらかじめ検査員に提出し承認を得ること。
- (2) 本仕様に基づいて、一年間の定期清掃作業実施計画書を作成し、あらかじめ検査員に提出し承認を得ること。
- (3) 業務担当者は業務報告書を作成し、毎日の作業終了後、検査員に提出して検印を受けること。また、この時検査員の検査を受け、作業不十分な点があるときは、完全な清掃を行うこと。

7 清掃作業の日程

- (1) 展示物の清掃を除いた清掃作業の日程は、原則として別表「清掃作業基準表」のとおりとする。
- (2) 展示物の清掃作業について、開館日は毎日清掃することとし、内容については別表「展示物清掃作業基準表」のとおりとする。
- (3) 「清掃作業基準表」中の日常清掃とは、日単位、週単位等の短い周期で日常的に行う作業をいう。（一部年単位）
「清掃作業基準表」中の定期清掃とは、月単位、年単位等の長い周期で定期的に行う作業をいう。なお、日常清掃中の随時の清掃とは、館の清潔な状態を保つため自発的または検査員の申し出に従い行う清掃をいう。
- (4) 作業は館の業務に支障のないように、かつ来館者の迷惑とならないように効率的かつ迅速に行い、常に清潔な状態にしておくこと。
- (5) 定期清掃及び水回りを除く1、2階及び3階コインロッカー室・受付職員控室の日常清掃は第2月曜の休館日（第2月曜日が休日等の場合はその翌日。8月と10月は第3月曜日）に行うこと。ただし、館の業務に支障のない作業についてはこの限りではない。
- (6) 水回りを除く3階及び4階の日常清掃は、原則として午前7時30分から午前9時

及び午後4時45分から午後5時30分までに行うこと。

やむを得ず開館時間中に行う場合には、検査員と協議の上行い、来館者の迷惑とならないように細心の注意をはらうこと。

理科作品展，特別展，企画展，科学講演会等イベント開催期間中の特別展示室の清掃は，午前9時までに終了させること。

(7) その他，細部についても検査員と協議の上行うこと。

8 清掃機械，器具及び使用材料等

(1) 作業に使用する機械器具等は，床・壁面塗料等を損ずることのない適正かつ良質のものをを用いること。

(2) 作業に使用する機械，器具，諸材料及び消耗品（トイレットペーパー，石けん，薬品等。）はすべて受注者の負担とする。ただし，アルコール消毒液については発注者の負担とし，廃棄物・試薬等及び粗大ゴミについては，発注者が処理するものとする。また，電気，水道及びガスの使用料金は発注者の負担とする。

(3) 清掃機材等は指定された場所に置くこと。

9 基本的な清掃要領

別表の「清掃作業基準表」に基づき，次の要領で実施すること。ただし，基準表は作業の基準を示したもので，汚れのひどい箇所，日常頻繁に使用する箇所は随時必要な清掃を行い，清潔な状態を維持すること。また，清掃にあたっては，床面等の材質を考慮し，適切な方法かつ適正な洗剤等を用いた清掃を行うこと。なお，壁面，幅木，パネル等及び展示品は十分に養生すること。

(1) 展示物・装置の清掃は，発注者の指示により行うものとし，作業方法等は，その指導に基づいて行うものとする。

(2) 市民の理科室・実験室・特別展示室・休養室の使用後に清掃を行う部屋については，行事予定表等で使用状況を確認し，使用后速やかに清掃を行うこと。また，会議室・休養室・保健室については，授乳や休息，養護施設等の休憩場所となることから，使用後は使用状況を確認し，次の利用者が快適な状態で使用できるよう必要な清掃を行うこと。

(3) 紙屑，吸いがら，茶がら等は，適切な処置をして指定された場所に集積し，塵芥の処理を行うこと。入れ物は常に清潔にしておくこと。

(4) 便所の清掃は，専用の機材を使用し，一般清掃用と混同しないこと。また，洗面器，便器，汚物器は清潔に保持し，特に便器は十分清掃すること。トイレットペーパー及び石けん水は良質のものを使用し，随時補充すること。

(5) 館の出入口及び展示室に設置しているアルコール消毒液を随時補充すること。

(6) マット類は随時点検し，泥を取り除くこと。ブラインド，案内板，表示板等は随時埃を除去し必要に応じて洗剤で拭きとること。

(7) 建物外面のガラスについては，6ヶ月毎に計2回全面を清掃すること。ガラスの清掃は，適正洗剤を使用し，くもりのないように磨きだした後，仕上げを行い，品質・美観を損なわないようにすること。ただし，正面玄関のガラスについては，開館日は

毎日午前9時までに両面を清掃すること。

(8) 外部清掃について

- ①正面玄関前等の床面の汚れは、必要に応じデッキブラシ等により洗浄し、汚れを除去すること。また、作業にあたっては、屋外清掃業務の受注者と協力して行うこと。
- ②観察デッキ、カフェテラスは、ほうき、モップ等により清掃し、必要に応じデッキブラシ等により洗浄すること。なお、下部に人がいないことを確認の上行うこと。
- ③観察デッキ、カフェテラス等のいす、テーブル、ベンチ、手すり等は、雑巾掛けで汚れを除去すること。

10 感染症等への対応

- (1) 感染症等対策として「(2) 清拭場所」に記載する来館者が主に触れる場所を、0.5%の次亜塩素酸ナトリウム液で清拭し、腐食防止のため更に水拭きを行う。作業は1日1回行うこととする。実施に当たっては手袋・マスクを着用すること。

(2) 清拭場所

出入口ドアの取っ手、受付カウンターテーブル、エスカレーター手すり、エレベーター手すり及びボタン類、階段の手すり、休憩コーナーテーブル及び椅子、トイレドアノブ・蛇口及び洗浄レバー、ひろびろトイレ開閉ボタン・蛇口及び洗浄ボタン、展示物（シャボン持ち手、セスナ・メジャーカーの手が触れるところ、エムズの部屋の出入口と壁、展示物のボタン等）。

11 作業中の危険防止及び物品等の損傷防止

- (1) 高所、通路上における作業の場合は、館の業務に支障をきたさないようにするとともに、職員、来館者及び通行人の安全を確保するための措置を行うこと。
- (2) 作業のため、机、その他の物品を移動するときは、損傷しないように取り扱い、作業終了後現状に戻すこと。
- (3) 施設設備及び備品等に損傷を与えた場合、又は損傷箇所を発見した場合は、直ちに発注者に連絡し、管理に万全を期すこと。
- (4) 高所の作業で館のローリングタワーを使用するときは、あらかじめ検査員と協議し、業務担当者の監督のもとで行うこと。
- (5) 実験室、収蔵庫及び研究室内薬品庫の清掃にあたっては、発注者の指導のもと薬品等の保管場所及び性質を把握し、安全に十分注意して行うこと。

12 環境衛生の適正化

- (1) 受注者は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（ビル管理法）に基づく建築物環境衛生管理技術者（ビル管理技術者）の選任を行い、環境衛生の適正化につとめること。なお、技術者を選任したときには履歴書（1部）を提出すること。技術者に異動があった場合も同様とする。
- (2) ビル管理法に規定する室内環境測定について
 - ①受注者は、ビル管理法に規定する室内環境測定を、年6回実施すること。
 - ②測定日等については、あらかじめ検査員に連絡し、承認を得ること。

- ③測定の実施者は、ビル管理法施行規則第26条に定める空気環境測定実施者とする。
 - ④館内における測定の対象は、中央制御室及び機械換気設備を設けている部屋とする。
 - ⑤測定については、通常の開館時間中に、室内については各階ごとに部屋の適切な位置の床上75cm以上120cm以下の高さで測定し、外気については外気取入口付近及び3階玄関付近で測定するものとする。
 - ⑥実施後はすみやかに報告書を作成し、検査員に報告すること。実施の結果管理基準値に適合しない場合は、その原因を推定し検査員に報告すること。
- (3) ねずみ・こん虫等の防除について
- ①受注者は、ねずみ・こん虫等の棲息状況の点検、防虫及び駆除を5月と11月の年2回実施すること。
 - ②定期的な防除以外にも要請があったときは速やかに防除を実施すること。
- (4) 「仙台市環境行動計画」に則り、環境汚染の防止、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量及びリサイクルなど環境への負荷の低減に努めること。
- (5) 施設の使用及び業務の遂行にあたっては、仙台市の環境マネジメントシステムの運用に協力し、環境汚染の防止、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量及びリサイクルなど、環境への影響に配慮して行うこと。また、グリーン購入法に係る特定調達物品等の判断の基準にあげられる事項を参考として、環境負荷の低減に努めること。

1.3 その他

- (1) 清掃作業中、館内の施設、設備等に破損又は故障を発見したとき及び館の運営上支障が生じるおそれのある状況を発見した場合は、直ちに発注者に連絡の上、その指示を受けること。
- (2) 乳幼児から高齢者の方まで幅広い年代の利用者及び修学旅行生等の大人数での団体利用者が訪れる施設のため、体調不良等による嘔吐やお漏らしなどの処理が発生する場合があります。発生時には速やかに対応すること。
- (3) 急な清掃依頼に対応できるように連絡の取れる体制をとること。
- (4) 館内外の落とし物や忘れ物を発見した場合は、品物の大小多少にかかわらず事務室に届け出ること。
- (5) 屋外清掃業務の受注者と常に連絡をとり、お互いに協力し業務が適正に実施できるようにすること。
- (6) 繁忙期は開館時まで3階、4階（特別展開催の時期は2階特別展示室等も含む。）の清掃を可能な作業員で実施すること。繁忙期は4月16日～6月15日、春休み、夏休み及び各イベント開催時とする。
- (7) 受注者は、委託期間の完了時には、責任を持って業務内容を後任者に引き継ぐこと。なお、引継に係る費用は、全て受注者の負担とする。
- (8) 本仕様に明記されない事項であっても、業務の遂行上必要なものは誠実に行うこと。
- (9) 委託料の支払いについては、月末締め翌月払いとする。
- (10) この仕様書及び契約書の定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議のうえ決定する。

清掃作業基準表(令和7年11月～令和8年10月)

清掃作業基準表 1階

No.1

作業項目 清掃箇所 (面積(m ²))〈床材〉	日常清掃												定期清掃					備考
	①床清掃	②ごみ収集	③手すり等の拭き掃除	④備品・家具等の除塵	⑤窓・ブラインドの除塵	⑥鏡・ガラス磨き	⑦マット・靴ぬぐい清掃	⑧流し台等の清掃	⑨茶殻処理清掃	⑩ペーパー・石鹸液等補充	⑪衛生陶器等の清掃	⑫汚物処理	㊀床面洗浄	㊁床面ワックス塗布	㊂真空掃除機清掃	㊃カーペット清掃	㊄排水溝の清掃	
1-1 情報資料コーナー (55.46) 〈ラバータイル〉	1/日	1/日		1/月									1/年	1/年				
1-2 図書資料室 (63.36) 〈カーペット〉	1/月	使用后	使用后	1/月	随時	1/月									1/年	1/年		
1-3 市民の理科室 (86.40) 〈塩ビシート〉	使用后	使用后	使用后	使用后	随時	使用后		使用后					1/年	1/年				年間20日程度使用予定
1-4 中央制御室 (49.13) 〈ラバータイル〉	1/月		1/日	1/月	随時	1/月							1/年	1/年				
1-5 委託従業員室1・2 (50.30) 〈畳, 塩ビシート〉	1/月		1/日	1/月	随時	1/月							1/年	1/年				
1-6 1階荷解室 (45.54) 〈塩ビシート〉	1/月		1/日										1/年	1/年				
1-7 1階湯沸室 (10.75) 〈塩ビシート〉	1/日	1/日	1/日	1/日				1/日	1/日				1/年	1/年				
1-8 1階トイレ(男子2, 女子2, ひろびろ1) (65.10) 〈塩ビシート〉	1/日	1/日	1/日			1/日		1/日		1/日	1/日	1/日	1/年	1/年			2/年	
1-9 1階廊下・階段 (428.88) 〈ラバータイル, 塩ビシート〉	1/日		1/日										1/年	1/年				
1-10 情報処理室 (26.79) 〈ビニタイル〉													1/年	1/年				
1-11 第1標本製作室 (68.44) 〈ビニタイル〉													1/年	1/年				
1-12 第2標本製作室 (50.17) 〈塩ビシート〉													1/年	1/年				
1-13 収蔵庫1～3 (451.75) 〈ビニタイル〉													1/年	1/年				
1-14 倉庫1・3 (182.25) 〈ビニタイル〉													1/年	1/年				

作業項目 清掃箇所 (面積(m)) <床材>	日常清掃												定期清掃					備考
	①床清掃	②ごみ収集	③手すり等の拭き掃除	④備品・家具等の除塵	⑤窓・ブラインドの除塵	⑥鏡・ガラス磨き	⑦マット・靴ぬぐい清掃	⑧流し台等の清掃	⑨茶殻処理清掃	⑩石鹼液・ペーパー等補充	⑪衛生陶器等の清掃	⑫汚物処理	㊀床面洗浄	㊁床面ワックス塗布	㊂真空掃除機清掃	㊃カーペット清掃	㊄排水溝の清掃	
2-1 特別展示室 (675.36) <タイルカーペット>	使用後	使用後	使用後	使用後	随時	随時				随時					2/年	2/年		年間120日程度使用予定
2-2 実験室1~4 (385.32) <塩ビシート>	使用後	使用後	使用後	使用後	随時	使用後		使用後		随時			2/年	2/年				年間95日程度使用予定
2-3 研究室 (254.58) <塩ビシート>	1/週		1/日	1/月	随時			1/週					2/年	2/年				
2-4 保健室 (17.02) <ビニタイル>	使用後		1/日					使用後				使用後	2/年	2/年				
2-5 更衣室 (17.02) <ビニタイル>	1/月		1/日	1/月									2/年	2/年				
2-6 会議室 (83.52) <タイルカーペット>	使用後		1/日	使用後	随時										1/年	1/年		年間40日程度使用予定
2-7 事務室 (130.64) <タイルカーペット>	1/月		1/日	1/月	随時	1/月		1/月		随時					1/年	1/年		
2-8 館長室 (64.08) <タイルカーペット>	1/月		1/日	1/月	随時	1/月		1/月							1/年	1/年		
2-9 休養室(和室) (46.33) <畳>	使用後	使用後	1/日	使用後	随時										2/年			年間40日程度使用予定
2-10 常駐メンテナンス員・サイエンスインタープリター控室 (52.11) <ビニタイル>	1/月		1/日										2/年	2/年				
2-11 展示準備室 (99.36) <塩ビシート>	1/週	1/日	1/日										2/年	2/年				
2-12 印刷室 (28.98) <ビニタイル>	1/週	1/日	1/日										2/年	2/年				
2-13 守衛室 (28.98) <ビニタイル>	1/月		1/日	1/月	随時					随時			2/年	2/年				
2-14 2階荷解室 (97.29) <塩ビシート>	1/月		1/日										2/年	2/年				
2-15 2階湯沸室 (13.38) <塩ビシート>	1/日	1/日	1/日	1/日				1/日	1/日				2/年	2/年				
2-16 2階トイレ(男子2,女子2,ひろびろ1) (91.98) <塩ビシート>	1/日	1/日	1/日			1/日		1/日		1/日	1/日	1/日	2/年	2/年			2/年	
2-17 2階廊下・階段 (472.36) <ラバータイル, 塩ビシート>	1/日		1/日				1/日						2/年	2/年				
2-18 2階エントランスホール (116.55) <御影石>													2/年					
2-19 映写室 (15.53) <ビニタイル>													1/年	1/年				
2-20 暗室 (19.84) <ビニタイル>													1/年	1/年				
2-21 倉庫1~6 (78.41) <ビニタイル>													1/年	1/年				
2-22 シャワールーム (4.41) <ユニット>													2/年				2/年	年間10日程度使用予定

作業項目 清掃箇所 (面積(m)) <床材>		日常清掃											定期清掃					備考	
		①床清掃	②ごみ収集	③手すり等の拭き掃除	④備品・家具等の除塵	⑤窓・ブラインドの除塵	⑥鏡・ガラス磨き	⑦マット・靴ぬぐい清掃	⑧流し台等の清掃	⑨茶殻処理清掃	⑩石鹼液・ペーパー等補充	⑪衛生陶器等の清掃	⑫汚物処理	㊀床面洗浄	㊁床面ワックス塗布	㊂真空掃除機清掃	㊃カーペット清掃		㊄排水溝の清掃
4-1	ブリッジ (237.57) <ラバータイル>	1/日		1/日			随時							2/年	2/年				
4-2	自然史系展示室 (800.65) <塩ビタイル, ファブテックタイル, 床グラフィックシート>	1/日	1/日	1/日	1/日	随時	1/日						随時						(※)塩ビタイルのみ
4-3	理工系展示室 (800.65) <塩ビタイル, ファブテックタイル, 床グラフィックシート>	1/日	1/日	1/日	1/日	随時	1/日						随時						(※)塩ビタイルのみ
4-4	4階授乳室 (3.90) <ラバータイル>	1/日	1/日	1/日	1/日								1/日	1/日	2/年	2/年			
4-5	4階トイレ(男子2, 女子2, ひろびろ1) (86.94) <塩ビシート>	1/日	1/日	1/日			1/日		1/日		1/日	1/日	1/日	2/年	2/年			2/年	
4-6	4階階段 (7.97) <ラバータイル>	1/週		1/週										2/年	2/年				

展示物清掃作業基準表

4階 展示

別紙「4階展示物リスト」及び「4階展示物配置図」の展示物や展示什器等のサイン、ステージ、ガラス、アクリル等、タッチパネル、画面等、スイッチ、ボタン、ハンドル、つまみ、持ち手等について、ふき掃除、掃き掃除、ほこりを落とす等の清掃を実施すること。

また、不明な点は随時確認すること。

3階 展示

別紙「3階展示物リスト」及び「3階展示物配置図」の展示物や展示什器等のサイン、ステージ、ガラス、アクリル等、タッチパネル、画面等、スイッチ、ボタン、ハンドル、つまみ、持ち手等について、ふき掃除、掃き掃除、ほこりを落とす等の清掃を実施すること。

また、不明な点は随時確認すること。

3階展示室(生活と科学)展示物リスト				
No.	名称	材質・寸法	数量	単位
200	ガラスの水時計	既存装置	1	台
201	シャボン玉に入ろう		1	台
	本体	W2350×D2320×H2643 SUS下地フレーム組 天井φ1350 SUSリング支持+T5透明ポリカ+パッキン イレクターパイプ+透明ビニールカーテン		
	上下スライド機構	SUSレール、カバー、ガイドローラ、錘、ワイヤー、加工部品		
	リング部	φ1350 SUSパイプ+包帯巻		
	水槽	φ1600 SUS板加工HL仕上		
	ファン			
202	レインボーカーテン		1	台
	本体	W1720×D875×H2200 SUS下地フレーム組 イレクターパイプ+不透明ビニールカーテン		
	上下スライド機構	SUSレール、カバー、ガイドローラ、錘、ワイヤー、加工部品		
	バー	SUSパイプ+包帯巻		
	水槽	SUS板加工HL仕上		
	照明	LED RIGHT PANEL.		
203	マグネットワールド		1	台
	木工什器	1500Φ*700□化粧板仕		
	磁性流体、ガラス容器			
	起動機構			
204	トムソンリング	既存装置	1	台
	木工什器	1700*1200×700 化粧板仕		
	体験装置	既存		
205	形状記憶合金フラワー	既存装置	1	台
206	チャレンジ・ラボ		1	台
	65インチモニター	SONY FW-65BZ30L	2	台
	メディアプレーヤー	サンワサプライ MED-PL4K101	2	台
	テーブル 93DE2R ML87	オカムラ L-table4本キャスター幕板なし 1895W600D720H	10	台
	チェア 8105YB PD32	オカムラ ケッテ クローズ脚 座パッドタイプ 背パッドなし	50	脚
	カウンターテーブル、手洗い器、棚等			
207	ロボットコーナー(自動走行ロボット)		1	台
	木工什器	1350*1350*700 化粧板仕上		
	ロボット	ライントレーサー [TK-742]	20	台
	ロボット	プログラミングキット mr-007	10	台
208	ロボットコーナー(パロ)	既存装置	1	台
209	企画展スペース		1	台
	65インチモニター	SONY FW-65BZ30L	1	台
	メディアプレーヤー	サンワサプライ MED-PL4K101	1	台
	スポットライト	ERS4158W	16	台
210	竜巻・台風		1	台
	体験装置	2000φ×3100 スチールフレーム等 風発生装置、霧発生装置 給水タンク、水槽		
211	気象衛星ひまわりWEB		1	台
	43インチタッチモニター	ET4303L-2UWA	1	台
	PC		1	台
212	台風の動きを学ぼう		1	台
	43インチタッチモニター	ET4303L-2UWA	1	台
	PC		1	台

213	共同研究コーナー		1	台
	43インチモニター	SONY FW-43BZ30L	1	台
	PC		1	台
214	仙台の気象データ		1	台
	解説パネル	SONY FW-43BZ30L	1	台
215	プラズマ放電球	既存装置	1	台
216	地震体験シアター		1	台
	体験装置	定員2名、左右、前後の2軸、サーボモーター2台 制御盤、各センサー等	1	台
	85インチモニター	SONY FW-85BZ30L	1	台
	メディアプレーヤー、スピーカー、アンプ等		1	式
217	緊急地震速報のしくみ		1	台
	木工什器	1080*600*700	1	台
	15.6インチタッチパネルモニター	TPS ET1502L-2UWC	1	台
	43インチモニター	SONY FW-43BZ30L	1	台
	PC		1	台
	スピーカー、アンプ等	サンワサプライ MED-PL4K101	1	セット
218	防災チャレンジ		1	台
	85インチモニター	SONY FW-85BZ30L	1	台
	PC		1	台
	スピーカー、アンプ、センサー等		1	セット
219	免震・制震・耐震		1	台
	木工什器	2400*1000×700 化粧板仕		
	体験装置	加振機構、耐震、制震、免振模型		
220	地震はなぜ起こるのか？		1	台
	50インチモニター	SONY FW-50BZ30L	1	台
	PC		1	台
221	地震をどう測る？		1	台
	27インチモニター	EIZO EV2760BK	1	台
	PC		1	台
222	地震はどこで起こる？		1	台
	木工什器	1000*1450*1800 化粧板四方仕上 扉付	1	台
	球体スクリーン	既存	1	台
	プロジェクター	既存	1	台
	19.5インチディスプレイ	ET2002L-2UWA	5	台
	PC		5	台
223	自動震源決定システム		1	台
	50インチモニター	SONY FW-50BZ30L	1	台
	PC		1	台
224	東日本大震災とは		1	台
	解説パネル	SONY FW-43BZ30L	1	台
225	防災クイズ		1	台
	23.8インチタッチモニター	ET2403LM-2UWB-1-WH-G	1	台
	PC		1	台
226	海底地震計		1	台
	ステージ	2200Φ*300 化粧板仕上		
	地震計	既存		

227	ワンダーボイス		1	台
	木工什器	2400*3300*700 化粧板仕上	1	台
	21.5インチディスプレイ	IODATA LCD-A221DB	5	台
	PC		5	台
	スピーカー、アンプ、センサー等		5	セット
228	ワンダーボイススキャン		1	台
	木工什器	2400*3300*700 化粧板仕上	1	台
	21.5インチディスプレイ	IODATA LCD-A221DB	5	台
	PC		5	台
	スピーカー、アンプ、マイク等		5	セット
229	ワンダータワー		1	台
	本体	W2400×D2400×H3800 角パイプフレーム組メラミン焼付塗装仕上		
	ボール昇降装置			
	メカニカル機構	ハンドル機構、1個送り機構、レール、演出レール、仕掛等		
	システムコントローラ			
	備品	ボール等		
230	橋の構造		1	台
	木工什器	1500Φ*700 化粧板仕		
	アート橋、トラス橋、トラス橋、斜張橋			
231	タイヤ・車輪の技術		1	台
	木工什器	1500Φ*700 化粧板仕	1	台
	ルーローの車輪模型		1	式
	車輪模型		1	式
232	玉ころがし		1	台
	木工什器	1500Φ*700 化粧板仕	1	台
	スロープ		1	式
	備品等		1	式
233	ギアパズル		1	台
	木工什器	1500Φ*700 化粧板仕	1	台
	ハンドルギア		1	式
	ギアセット		1	式
234	地下鉄運転シミュレータ		1	台
	車両造形	車両、運転台、運転手座席、3人掛け座席等		
	マスコンハンドル機構			
	85インチモニター			
	65インチモニター			
	システムコントローラ			
	PC			
	スピーカー、アンプ等			
235	レールと車輪のしくみ		1	台
	木工什器		1	台
	軌道、車輪等		1	セット
236	どこまでころがるかな		1	台
	木工什器		1	台
	ボール、備品等		1	セット
237	フォーミュラカー		1	台
	F-3 フォーミュラカー	ラルト エンジニアリング RT34 4,035×1,630×903		
238	自動車のエンジン 4ストローク	既存装置	1	台
239	自動車のエンジン ロータリー	既存装置	1	台
240	エアロスバル	既存装置	1	台
241	車輪	既存装置	1	台

242	昇降舵	既存装置	1	台
243	スケルトン翼	既存装置	1	台
244	飛行機模型	既存装置	1	台
245	道路信号機	既存装置	1	台
246	運転適性検査	既存装置	1	台
247	ふしぎな鏡		1	台
	筐体 伸び縮みミラー機構	2880*1360×3013 スチール		
248	見えない世界		1	台
	FRP什器			
249	ポーズをきめろ、消える絵、あらわれる絵		1	台
	木工什器	1700*1300*450*2100 化粧板仕上		
	65インチモニター	SONY FW-65BZ30L	1	台
	PC		1	台
	スピーカー、アンプ、センサー等		1	セット
	偏光板 回転機構		2	セット
250	エイムズの部屋		1	台
	造作 天井、壁、床	W4750 * D2500 * H2500	1	式
	27インチモニター		1	台
	定点カメラ		1	台
251	ふしぎな絵	既存展示物	5	点
252	ふしぎな立体		1	台
	木工什器	1800*900*700 化粧板仕上		
	展示物	既存		
253	光のアンサンプル	既存装置	1	台
254	タッチサウンド	既存装置	1	台
	木工什器	1300*750*700 化粧板仕上 R付		
	体験装置			
255	自動演奏ピアノ		1	台
	ヤマハ自動演奏ピアノ YUSENST	アクリルカバー、Androidタブレット等	1	台
	ピアノ台	1800*1000*300 化粧板仕上		
256	連携ラボ		1	台
	造作壁	W16000×D3300×H2550 鉄骨フレーム、壁掲示用クロス	1	台
	脱着式壁	W1425×H2200 木工パネル、掲示用クロス貼り	6	枚
	スポットライト	NTS01007WLG1	32	台

エントランス 展示物リスト				
No.	名称	材質・寸法	数量	単位
300	98インチモニターモニター		1	式
	98インチモニター	SONY FW-98BZ53L	1	台
	モニタースタンド	AURORA FZS-90	1	台
	メディアプレーヤー	サンワサプライ MED-PL4K101	1	台
301	65インチモニターモニター		1	式
	65インチモニター	SONY FW-65BZ40L	3	台
	キャスター付きスタンド	HAYAMI PH-825B	3	台
	メディアプレーヤー	サンワサプライ MED-PL4K101	3	台
302	仙台市科学館模型		1	式
	模型	W1280×D930×H900	1	台
303	仙台の発明宝箱		1	式
	解説グラフィックパネル		5	枚
	展示ケース	既存	6	台
	八木宇田アンテナケース	1850*715*1100 木工+アクリル	1	台
	展示物	磁石 光通信 生体巨大分子の質量分 紙飛行機 加藤家の動乱		
304	アロサウルス	既存装置	1	台
	木工什器	4800*2400×900 化粧板仕	1	台
	アロサウルス骨格標本		1	台

4階 宮城・仙台の自然 展示物リスト

No.	名称	材質・寸法	数量	単位
1	蛇体石、三角石			
	蛇体石 演示台	W1800×D1000×H700 化粧板仕上げ	1	台
	展示物		1	点
	蛇体石		1	点
	三角石		1	点
2	直角石の化石		1	点
3	三葉虫化石			
	覗きケース	W2084×D883×H1166 化粧板仕上げ、引き出し下地フレーム	1	台
	三葉虫化石	ガラスt10 フロートガラス	34	点
4	古生代の化石			
	覗きケース	W2084×D883×H1166 化粧板仕上げ、引き出し下地フレーム	1	台
	古生代の化石	ガラスt10 フロートガラス	31	点
5	中生代の化石			
	覗きケース	W2084×D883×H1166 化粧板仕上げ、引き出し下地フレーム	1	台
	中生代の化石	ガラスt10 フロートガラス	42	点
6	グリーンタフの時代			
	覗きケース	W2084×D883×H1166 化粧板仕上げ、引き出し下地フレーム	1	台
	化石	ガラスt10 フロートガラス	28	点
7	芝庭の海の時代			
	覗きケース	W2084×D883×H1166 化粧板仕上げ、引き出し下地フレーム	1	台
	化石	ガラスt10 フロートガラス	37	点
8	七北田の海の化石			
	覗きケース	W2084×D883×H1166 化粧板仕上げ、引き出し下地フレーム	1	台
	化石	ガラスt10 フロートガラス	29	点
9	古仙台湖の化石			
	覗きケース	W2084×D883×H1166 化粧板仕上げ、引き出し下地フレーム	1	台
	中生代の化石	ガラスt10 フロートガラス	29	点

4階 宮城・仙台の自然 展示物リスト

No.	名称	材質・寸法	数量	単位
10	竜の口の海時代の化石			
	覗きケース	W2084×D883×H1166	1	台
	化石	化粧板仕上げ、引き出し下地フレーム ガラスt10 フロートガラス	37	点
11	セコイヤ類化石林時代の化石			
	覗きケース	W2084×D883×H1166	1	台
	化石	化粧板仕上げ、引き出し下地フレーム ガラスt10 フロートガラス	36	点
12	作並断層と長町利府断層			
	展示什器	W2100×H1800鉄骨下地、化粧板仕上げ	1	台
	21.5インチモニター	IODATA LCD-AH221EDB-B	1	台
	取付金具	KIC PWV-V2	1	台
	メディアプレーヤー	Brightsign HD1025	1	台
13	河岸段丘の形成	W2100×H1800		
	展示造作	W2100×H1800鉄骨下地、化粧板仕上げ	1	台
	21.5インチモニター	IODATA LCD-AH221EDB-B	1	台
	取付金具	KIC PWV-V2	1	台
	メディアプレーヤー	Brightsign HD1025	1	台
	地質時代区分展示	W900(≒1000R)×H2700	1	台
14	ボーリングコア 展示什器			
	展示什器	W900(≒1000R)×H2700	1	台
	ボーリングコア		1	点

4階 宮城・仙台の自然 展示物リスト

No.	名称	材質・寸法	数量	単位
15	古象展示 ステージ1			
	骨格展示ステージ	W7189×D3521×H700 65インチモニター造作含む 腰メラミン仕上 1部無垢材OSUC塗装込 床上げ、塩ビタイル貼り含む	1	台
	65インチモニター	SHARP PN-HY651	1	台
	メディアプレーヤー	Brightsign HD1025	1	台
	27インチタッチパネルモニター	TPS ET2703L-2UWB-1-WH-G	1	台
	パソコン	EPSON JG100カスタム品	1	台
	展示物			
	ホソウラギョリュウ		1	点
	ウタツギョリュウ		1	点
	クダノウハマギョリュウ		1	点
	オガツギョリュウ		1	点
	和名始祖鳥(アーケオプテリクス)(複製)		1	点
	名称始祖鳥(アーケオプテリクス) 生体復元模型		1	点
	和名 恐竜の胃石		1	点
	和名 恐竜の卵化石		1	点
	和名 恐竜の卵化石		1	点
	和名アーケオルニトミムス(尾椎骨)		1	点
	和名恐竜の糞化石		1	点
	和名プロトケラトプスの卵化石(複製)		1	点
	トリケラトプス		1	点
	タルボサウルス		1	点
	サウロロフス		1	点
	サウロロフス		1	点
	花崗閃緑岩		1	点
16	古象展示 ステージ2			
	骨格展示ステージ	W5902×D4187×H475 腰メラミン仕上 1部無垢材OSUC塗装込 床上げ、塩ビタイル貼り含む	1	台
	27インチタッチパネルモニター	TPS ET2703L-2UWB-1-WH-G	1	台
	取付金具	KIC PWV-V2	1	台
	パソコン	EPSON JG100カスタム品	1	台
	展示物			
	シオガマゾウ	全身骨格	1	点
	アングスチデンスゾウ(ミヨコゾウのなかま)	全身骨格	1	点
	ミヨコゾウの臼歯		1	点
	シオガマゾウの臼歯		1	点
	シオガマゾウの上顎骨・下顎骨		1	点
	茂庭の海の時代 パレオパラドキシアと太白区北赤石の海 模型		1	点
	デルモスチルスの臼歯		1	点
	パレオパラドキシアの臼歯		1	点
	デスモスチルスの臼歯		1	点
	グリーンタフ(緑色凝灰岩)		1	点
	グリーンタフ		1	点
	黒鉱		1	点

4階 宮城・仙台の自然 展示物リスト

No.	名称	材質・寸法	数量	単位
17	古象展示 ステージ3			
	骨格展示ステージ 格子付き	W3874×D2105×H700	1	台
	27インチタッチモニター什器	W864.4×D603.2×H684.2	2	台
		St加工 モニターカバー 塩ビシート仕上げ		
	27インチタッチパネルモニター	TPS ET2703L-2UWB-1-WH-G	2	台
	取付金具	KIC PWV-V2	2	台
	パソコン	EPSON JG100カスタム品	2	台
	32インチモニター	SHARP PN-Y326B	1	台
	取付金具	KIC PWV-V2	1	台
	パソコン	EPSON JG100カスタム品	1	台
	展示物			
	マツモリツキヒ		1	点
	サイの臼歯		1	点
	海牛(カイギュウ)の歯		1	点
	クジラ脊椎骨		1	点
	イガイ		1	点
	カネハラニシキ		1	点
	ヒノキ科の樹幹		1	点
	古仙台湖復元模型		1	点
	三滝石(安山岩質玄武岩)		1	点
	秋保石(凝灰角礫岩)		1	点
	秋保石と溶結凝灰岩		1	点
	ゼオライト岩		1	点
	チュウシンウダイカンバ		1	点
	ホンシュウユリノキ			
18	骨格展示ステージ ホオジロザメ	W1550×D3116×H475	1	台
		腰メラミン仕上 1部無垢材OSUC塗装込 床上げ、塩ビタイル貼り含む		
	展示物			
	ムカシオオホオジロザメ顎骨		1	点
	ホオジロザメの現生あご骨	写真計測、実測作業費	1	点
	サメの葉の化石	加工データ作成	1	点

4階 宮城・仙台の自然 展示物リスト

No.	名称	材質・寸法	数量	単位
19	古象展示ステージ4			
	骨格展示ステージ	W7213×D5947×H475 腰メラミン仕上 1部無垢材OSUC塗装込 床上げ、塩ビタイル貼り含む	1	台
	27インチタッチモニター什器	W864.4×D603.2×H684.2 St加工 モニターカバー(焼付塗装) 本体(錆止め塗装)	1	台
	27インチタッチパネルモニター	TPS ET2703L-2UWB-1-WH-G	1	台
	取付金具	KIC PWV-V2	1	台
	パソコン	EPSON JG100カスタム品	1	台
	展示物			
	センダイゾウ	生体復元	1	点
	ミエゾウ(三重象)	生体復元	1	点
	センダイゾウの臼歯		7	点
	ミエゾウの臼歯		1	点
	竜の口溪谷産ヒゲクジラ化石(産状レプリカ)		1	点
	アケボノゾウの頭骨		1	点
	セコイア類化石木		1	点
	セコイア類化石林の形成		1	点
	珪化木		1	点
20	古象展示ステージ5			
	骨格展示ステージ	W6322×D3688×H475 腰メラミン仕上 1部無垢材OSUC塗装込 床上げ、塩ビタイル貼り含む	1	台
	27インチタッチモニター什器	W864.4×D603.2×H684.2 St加工 モニターカバー(焼付塗装) 本体(錆止め塗装)	1	台
	27インチタッチパネルモニター	TPS ET2703L-2UWB-1-WH-G	1	台
	取付金具	KIC PWV-V2	1	台
	パソコン	EPSON JG100カスタム品	1	台
	展示物			
	ナウマンゾウ	全身骨格	1	点
	マンモスゾウ	全身骨格	1	点
	泉ヶ岳の火山岩(安山岩①)		1	点
	泉ヶ岳の火山岩(安山岩②)		1	点
	泉ヶ岳の火山岩(玄武岩)		1	点
21	古象展示ステージ6			
	骨格展示ステージ	W4213×D4041×H375 腰メラミン仕上 1部無垢材OSUC塗装込 床上げ、塩ビタイル貼り含む	1	台
	骨格展示ステージ	W2629×D2802×H375 腰メラミン仕上 1部無垢材OSUC塗装込 床上げ、塩ビタイル貼り含む	1	台
	展示物			
	アフリカゾウ(雄)	全身骨格	1	点
	アフリカゾウの第三大臼歯		5	点
	アフリカゾウ(雌)	全身骨格	1	点
	アジアゾウ(雌)	全身骨格	1	点
			1	点

4階 宮城・仙台の自然 展示物リスト

No.	名称	材質・寸法	数量	単位
22	見方の森 広瀬川(上流)			
	船形連峰の鳥	剥製	18	点
	広瀬川の魚	アクリル封入	8	点
	広瀬川上流の石		1	式
	鳥の巣		9	点
	カワセミ	剥製	1	点
	11.6インチモニター	EPSON LT12W82L	2	台
	メディアプレーヤー	Brightsign LS425	3	台
	パワーアンプ	FOSTEX SM1A40S	1	台
	スピーカー	LiveSound SM1A40S	1	台
	メディアプレーヤー	Brightsign LS425	1	台
23	見方の森 広瀬川(中流)			
	台原の植物	アクリル封入	51	点
	広瀬川の魚	アクリル封入	10	点
	広瀬川中流の石		1	式
	樹木		6	点
	鳥の巣		4	点
	動物 剥製		6	点
	11.6インチモニター	EPSON LT12W82L	2	台
	メディアプレーヤー	Brightsign LS425	2	台
	15.6インチタッチモニター	EPSON LT16W81L	1	台
	メディアプレーヤー	Brightsign LS425	1	台
	パワーアンプ	FOSTEX SM1A40S	1	台
	スピーカー	LiveSound SM1A40S	1	台
	メディアプレーヤー	Brightsign LS425	1	台
24	見方の森 広瀬川(下流)			
	鳥の剥製		13	点
	広瀬川の魚		21	点
	下流域の石		2	式
	鳥の巣		5	点
	水面・水中に営む巣		2	点
	11.6インチモニター	EPSON LT12W82L	1	台
	メディアプレーヤー	Brightsign LS425	1	台
	15.6インチタッチモニター	EPSON LT16W81L	1	台
	メディアプレーヤー	Brightsign LS425	1	台
	パワーアンプ	FOSTEX SM1A40S	1	台
	スピーカー	LiveSound SM1A40S	1	台
	メディアプレーヤー	Brightsign LS425	1	台
25	見方の森 卵			
	卵	アクリルケース	94	点
	卵	アクリル封入	78	点
	15.6インチタッチモニター	EPSON LT16W81L	1	台
	PC	EPSON JS210カスタム品	1	台

4階 宮城・仙台の自然 展示物リスト

No.	名称	材質・寸法	数量	単位
26	見方の森 キノコ			
	キノコ	アクリル封入	156	点
	15.6インチタッチモニター	EPSON LT16W81L	1	台
	メディアプレーヤー	Brightsign LS425	1	台
27	見方の森 蝶			
	蝶	標本箱	101	点
28	見方の森 巣			
	巣		127	点
	モグラの巣	床ガラスステージ内	1	式
	11.6インチモニター	EPSON LT12W82L	3	台
	メディアプレーヤー	Brightsign LS425	3	台
29	花と蝶			
	蝶	アクリル封入	181	点
	花	アクリル封入	190	点
30	種子/果実			
	種子/果実	アクリル封入	145	点
	風散布装置	送風機3台、種子模型5個、風洞パイプ、 制御装置スイッチ類 筐体木工化粧板W1420×D420×H2020	1	式
31	海藻			
	海藻	アクリル封入	38	点
32	岩石			
	岩石		134	点
	鉱物		22	点

4階 宮城・仙台の自然 展示物リスト

No.	名称	材質・寸法	数量	単位
33	スカイアドベンチャー			
	スカイアドベンチャー什器	W4088×D1204×H2500	1	台
	55インチマルチタッチモニター	Panasonic TH-55VF2J	4	台
	取付金具	CHIEF LVS1UP	4	台
	21.5インチタッチパネルモニター	TPS ET2270L-2UWA	1	台
	取付金具	KIC PWV-V2	1	台
	HDMI延長器	IMAGENICS DCE-U1TX・RX 相当品	4	台
	HDMI・USB延長器	サンワサプライ VGA-EXHDU	1	台
	パワーアンプ	Lab Gruppen CA602	1	台
	スピーカー	TOA F-03B	1	台
	映像用PC	EPSON JM8400-1カスタム品	1	台
	ホスト用PC	EPSON JG100カスタム品	1	台
	送風FAN	SHC-35C-1	2	台
34	山地ジオラマ			
	ブナ大	6m 造形	1	本
	ブナ小	6m 造形	1	本
	ミズナラ	6m 実物	1	本
	トチノキ	造形	1	本
	ハウチワカエデ	造形	1	本
	オオカメノキ	造形	1	本
	オオバクロモジ	造形	3	本
	ヒメアオキ	造形	2	本
	ハイヌガヤ	造形	2	本
	エゾユズリハ	造形	2	本
	チシマザサ	造形	80	本
	イノデ類	造形	3	本
	ジュウモンジシダ	造形	5	本
	リョウメンシダ	造形	2	本
	ギンリョクソウ	造形	5	本
	マイズルソウ	造形	5	本
	ミヤマカンスゲ	造形	3	本
	ミヤマカンスゲ	造形	10	本
	ニホンツキノワグマ	剥製	1	体
	アカゲラ	剥製	1	体
	地形造形		17.5	m ²
	環境音	:山地・丘陵地・沿岸部(3set)		
	メディアプレーヤー	Brightsign XD1025	1	台
	パワーアンプ	Lab Gruppen CA602	1	台
	スピーカー	TOA F-03B ブラケット含む	1	セット
	探検スコープ			
	探検スコープ モニタースタンド	710w×503d×750h	1	台
	21.5インチタッチモニター	TPS ET2270L-2UWA	1	台
	取付金具	KIC PWV-V2	1	台
	PC	EPSON JG100カスタム品	1	台
			1	本

4階 宮城・仙台の自然 展示物リスト

No.	名称	材質・寸法	数量	単位
35	丘陵地のジオラマ			
	モグラの巣穴		1	式
	コナラ	6m 実物(一部造形)	1	本
	クリ	6m 実物	1	本
	カスミザクラ	6m 実物	1	本
	ウズミザクラ	造形	1	本
	ウリハラカエデ	造形	1	本
	コシアブラ 幼木	造形	2	本
	ヤマウルシ	造形	3	本
	エゴノキ	造形	1	本
	ヤマツツジ	造形	1	本
	タガネソウ	造形	30	本
	ヒカゲスゲ	造形	20	本
	ミヤコザサ	造形	200	本
	シシガシラ	造形	1	本
	ヤブレガサ	造形	10	本
	キンラン	造形	10	本
	エンレイソウ	造形	10	本
	ヒメシャガ	造形	1	本
	ホンドタヌキ	剥製	1	体
	モグラ	剥製	1	体
	キジ	剥製	1	体
	アオゲラ	剥製	1	体
	シジュウカラ	剥製	1	体
	キレンジャク	剥製	1	体
	地形造形		24	m ²
	環境音	:山地・丘陵地・沿岸部(3set)		
	メディアプレーヤー	Brightsign XD1025	1	台
	パワーアンプ	Lab Gruppen CA602	1	台
	スピーカー	TOA F-03B ブラケット含む	1	セット
	探検スコープ			
	探検スコープ モニタースタンド	710w × 503d × 750h	1	台
	21.5インチタッチモニター	TPS ET2270L-2UWA	1	台
	取付金具	KIC PWV-V2	1	台
	PC	EPSON JG100カスタム品	1	台
			1	本
			1	本

4階 宮城・仙台の自然 展示物リスト

No.	名称	材質・寸法	数量	単位
36	海岸部のジオラマ			
	ハマボウフ	造形	5	株
	ハマニガナ	造形	3	本
	コウボウムギ	造形	10	株
	ハマヒルガオ	造形	5	本
	ハマエンドウ	造形	5	株
	ハマニンニク	造形	10	株
	コウボウシバ	造形	10	株
	カニ類造形	造形	80	点
	貝類造形	造形	200	点
	ヨシレブリカ	造形	300	本
	シオクグレブリカ	造形	150	本
	ユリカモメ	剥製	1	体
	アマサギ	剥製	1	体
	地形造形		26	m ²
	環境音	:山地・丘陵地・沿岸部(3set)		
	メディアプレーヤー	Brightsign XD1025	1	台
	パワーアンプ	Lab Gruppen CA602	1	台
	スピーカー	TOA F-03B ブラケット含む	1	セット
	探検スコープ			
	探検スコープ モニタースタンド	710w × 503d × 750h	1	台
	21.5インチタッチモニター	TPS ET2270L-2UWA	1	台
	取付金具	KIC PWV-V2	1	台
	PC	EPSON JG100カスタム品	1	台
			1	本
37	東北の鉱物			
	覗きケース	W2084 × D883 × H1166 化粧板仕上げ、引き出し下地フレーム	2	台
	鉱物	ガラスt10 フロートガラス	77	点
38	海底エリア			
	プレートテクトニクス 展示什器		1	台
	10.1インチデジタルフォトフレーム	ドリームメーカー SP-101FM	1	台
	モニタースタンド		2	台
	メディアプレーヤー	Brightsign XD1025	2	台
	展示物			
	熱水噴出孔	模型	1	点
	鯨骨生物群	模型	1	点
	深海の生き物たち	模型	1	点
	プレートテクトニクス模型	模型	3	点

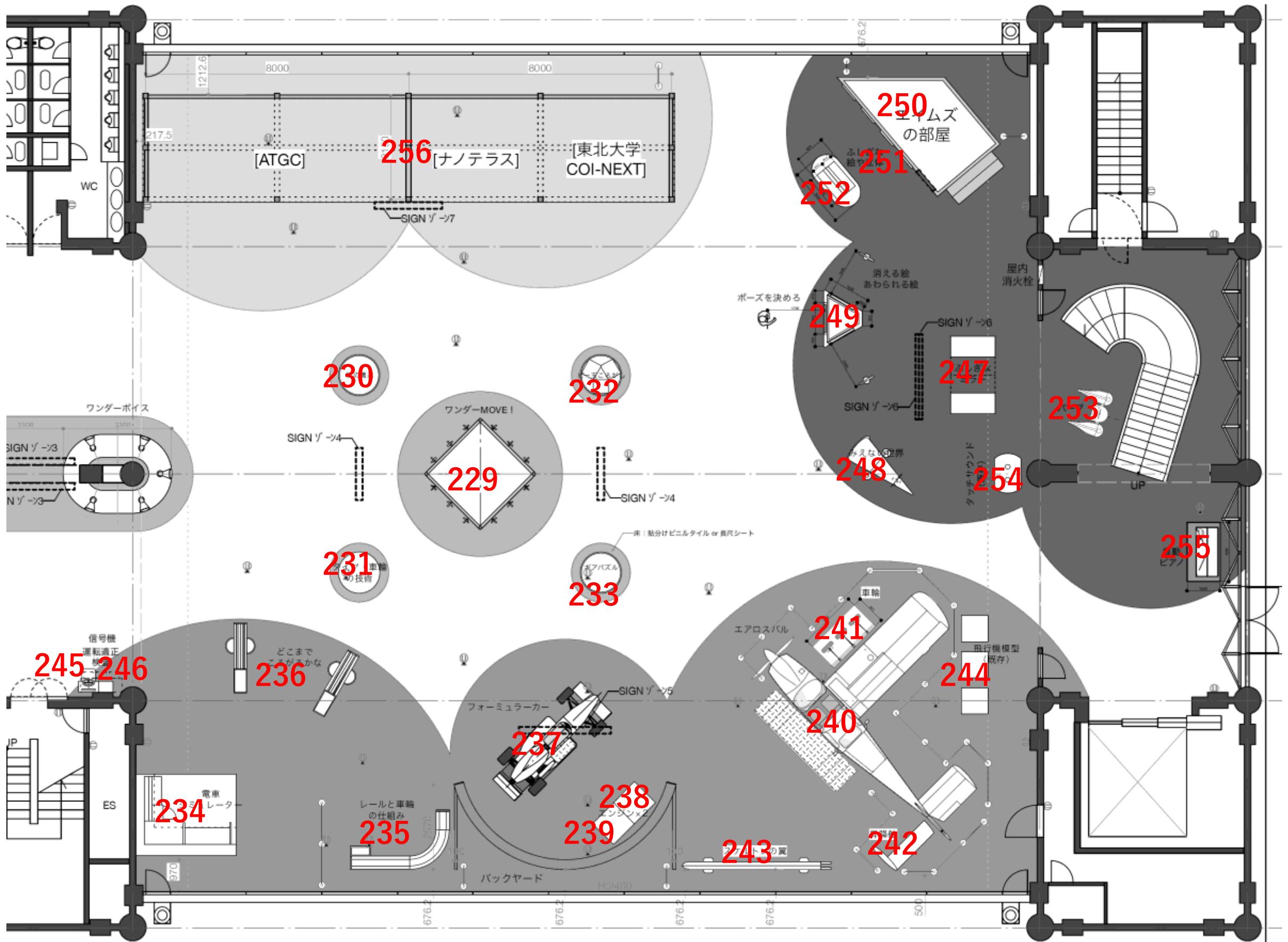
4階 科学の探求 展示物リスト			
100	サイエンスユニット	長さ、重さ、時間、面積、体積の5種類の展示	1 台
	サイエンスユニット木工什器	5000Φ×800 化粧板仕上げ	
	ステージオブジェ 長方体	700×700×2000	
	ステージオブジェ 立方体	700×700×700	
	ステージオブジェ 三角錐	700×700×2500	
	ステージオブジェ 円柱	Φ300×3000	
	ステージオブジェ 球	Φ660	
	21.5インチタッチモニター 5台	TPS ET2270L-2UWA	
	PC 5台	EPSON JG100カスタム品	
	UPS 5台	OMRON BW55T	
	パワーアンプ 5台	FOSTEX AP15mk2	
101	縦波・横波		1 台
	波を見る什器	2570w×850d×700h 化粧板仕上げ、角R加工	
	造波駆動ユニット		
	制御装置		
	タッチレススイッチ		
102	波を見る		1 台
	波を見る 什器	1550w×1100d×700h 化粧板仕上げ、角R加工	
	スクリーンフレーム	スチール、FRPスクリーン、FRP水槽	
	制御装置		
	タッチレススイッチ	非接触	
103	音を見る		1 台
	音を見る什器	1720w×850d×700h 化粧板仕上げ、角R加工	
	振動板ユニット		
	制御装置		
	表示器		
	タッチレススイッチ		
104	音の反射		1 台
	パラボラ及び鉄骨支柱	FRP造形	
	音発生器	音声プレイヤー、スピーカー	
	制御装置		
105	音速		1 台
	音速装置	Φ1630×H4000 スチールメラミン塗装 ホース100m	
106	ドップラー効果		1 台
	ドップラー効果装置	円柱、ベースフレーム、スチールメラミン塗装	
	操作卓	W450×D350×H700	
	制御装置		
	スイッチ類		
107	光の三原色		1 台
	光の三原色什器	W1530×D600×H750化粧板仕上げ、角R加工	
	光源ユニット	光源、ボリューム、表示装置	
	制御装置		
108	光の屈折		1 台
	光軸什器	1100Φ×890d×700h 化粧板仕上げ、角R加工	
	スリット光源ユニット	光源、実験用オブジェ	
	制御装置		
	排気ファン		

109	光ファイバーの原理		1	台
	光ファイバーの原理什器 同上アクリルカバー レーザーユニット 制御装置 スイッチ類	1500W×850d×700h 化粧板仕上げ、角R加工 3系統 音声出力 非接触・操作ノブ		
110	光の反射	3種	1	台
	光の反射いろいろ什器 ハーフミラー(無限トンネル) 鏡装置(自分と握手) 再帰反射装置 回転ハンドル LED光源	2680W×925d×700h 化粧板仕上げ、角R加工		
111	電磁波の原理		1	台
	電磁波の原理什器 発信機 受信レベルメーターユニット 制御装置 スイッチ類	1000w×1000d×700h 化粧板仕上げ、角R加工 島津理化 電磁波実験装置 非接触		
112	放射線		1	台
	霧箱	ラド 常設型霧箱A-111		
113	電気を見る		1	台
	電気を見る什器 FRPカバー 高電圧ユニット 制御装置 スイッチ類	1170w×950d×700h 化粧板仕上げ、角R加工 タイマー制御		
114	電子の性質		1	台
	電子とその性質什器 冷陰局式クルックス管 制御装置 スイッチ類	1670w×800d×700h 化粧板仕上げ、角R加工 2種類 スイッチ制御、タイマー制御 非接触		
115	電気抵抗		1	台
	誘導性と電気抵抗什器 電気抵抗オブジェクト、造形 制御装置 スイッチ類	1370w×925d×700h 化粧板仕上げ、角R加工 非接触		
116	電流と磁界		1	台
	電流と磁界什器 アンペール装置、フレミング装置、左手造形 制御装置 スイッチ類	1730w×850d×700h 化粧板仕上げ、角R加工 非接触		
117	電磁誘導		1	台
	電磁誘導什器 アクリル積層コース 駆動装置 制御装置 スイッチ類	2540w×420d×700h 化粧板仕上げ、角R加工 非接触		

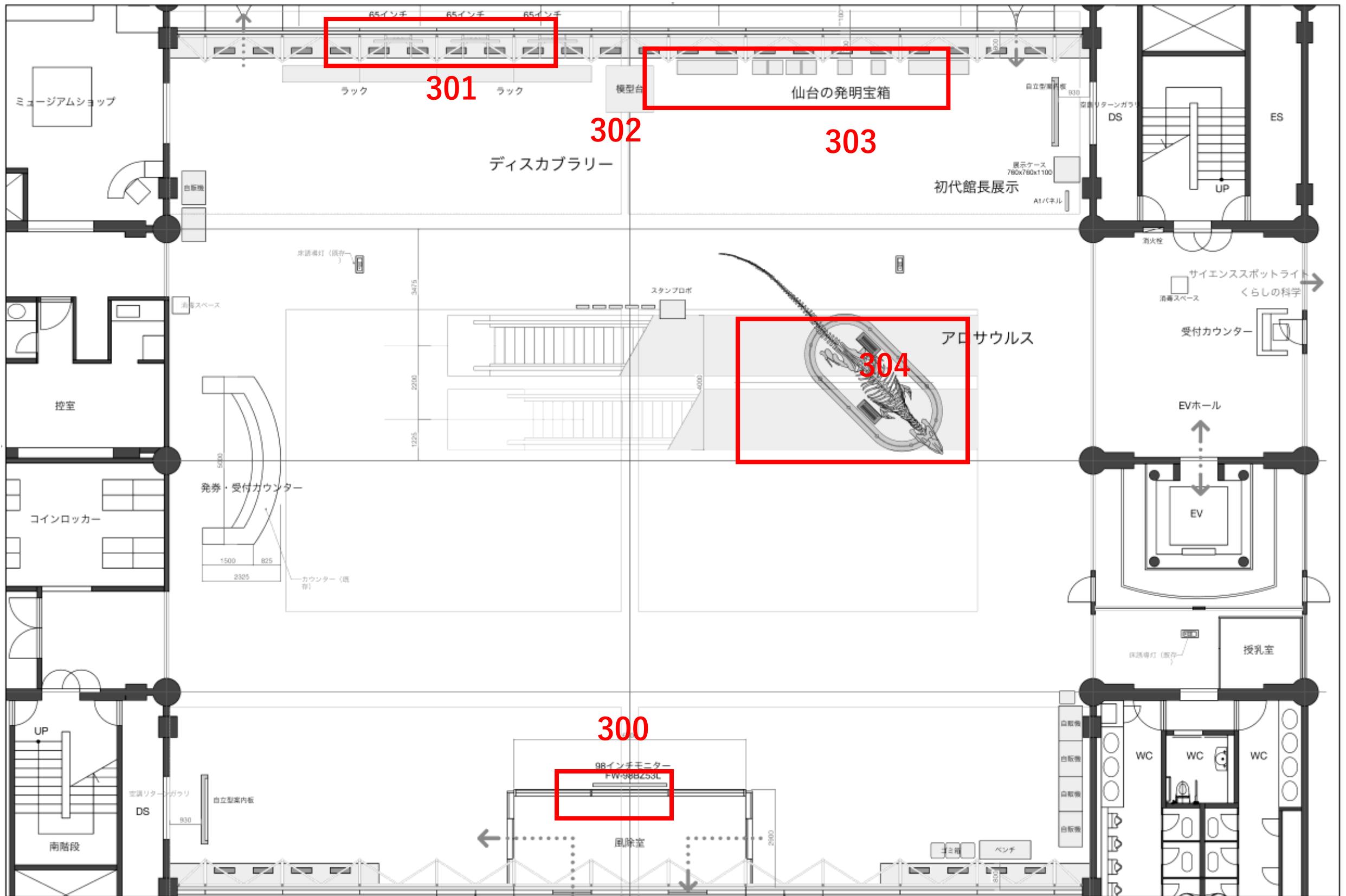
118	振り子の運動		1	台
	振り子什器 振り子スタート機構 制御装置 スイッチ類	1830w×1160d×700h 化粧板仕上げ、角R加工 スイッチ制御、タイマー制御 非接触		
119	力学的エネルギー保存の法則		1	台
	力学的エネルギー保存の法則什器 操作卓 杭駆動装置 アーム駆動装置 速度測定センサー 速度表示器 システムコントローラ 操作部	4500w×1000d×3725h モーター、リニアガイド、ロッドエンド他 演出終了後ボールをスタート位置に戻すユニット タッチモニター、プレート		
120	てこの原理		1	台
	テコ什器 ウエイトFRP造形	1450w×900d×2350h スチール組+ボンデ鋼板加工、焼付塗装 腰アクリルカバー共		
121	定滑車と動滑車		1	台
	滑車と動滑車什器 ウエイトFRP造形	1450w×900d×2350h スチール組+ボンデ鋼板加工、焼付塗装 腰アクリルカバー共		
122	自由落下		1	台
	自由落下什器 操作卓 真空容器 制御装置 スイッチ類 リフト装置	1000w×600d×500h Φ300×H1800 非接触	2	台
123	コアンダ効果		1	台
	コアンダ効果什器 吹き出しユニット 送風機ユニット 制御装置 スイッチ類	2500w×1000d×700h 化粧板仕上げ、角R加工 センサー内臓 スイッチ制御、タイマー制御 非接触	3 3	台 台
124	空気のカ		1	台
	空気のカ 什器 ミスト装置 ハロゲン光源装置 ポンプ 制御装置 スイッチ類	1000w×1090d×790h メインコントローラー 非接触		
125	パスカルの原理		1	台
	パスカルの原理什器 ピストンユニット	1200w×600d		

126	真空実験		1	台
	真空実験什器 圧力容器ユニット 制御装置 スイッチ類	1980w×720d×720h 化粧板仕上げ、角R加工 3種類(ベル・吹き流し・電子秤) 非接触		
127	浮力		1	台
	浮力什器 天秤装置 ウェイト加工 制御装置 スイッチ類	1840w×950d×700h 化粧板仕上げ、角R加工 非接触		
128	発電		1	台
	発電什器 手回し発電ユニット 太陽光発電ユニット 温度差発電ユニット	2370w×725d×700h 化粧板仕上げ、角R加工		
129	ボイルシャルルの法則		1	台
	ボイルシャルルの法則什器 圧力容器ユニット,ポンプ機構 制御装置 表示器 スイッチ類	1460w×720d×700h 化粧板仕上げ、角R加工 圧力計、湿度計 非接触		
130	熱の伝わり方		1	台
	熱の伝わり方什器 加熱ユニット 制御装置 スイッチ類	1450w×650d×700h 化粧板仕上げ、角R加工 4種類 非接触		
131	運動エネルギーが電気に変わる		1	台
	モニターボックス エアロバイクユニット 制御装置 映像装置 スイッチ類	300w×600d×1800h 27インチタッチモニター等		
132	周期表 実物展示 全ては粒からできている		1	台
	壁面什器 金物下地,木工化粧板	6570w×2294d	1	台
	実物標本 アクリルボックス	298×98×100	145	台
	実物標本		145	個
	周期表卓上操作卓	730×498×700	1	台
	50インチタッチパネルモニター	TPS ET5053L-2UWA	4	台
	映像送出用PC	EPSON JM8400-2カスタム品	1	台
	制御用PC	EPSON JS55カスタム品	4	台
	映像送出PC用アクティブスピーカー	サンワサプライ MM-SPL19UBK	1	台
	制御PC用アクティブスピーカー	オーディオテクニカ AT-MSP70TV	4	台
	23.8インチタッチパネルモニター	TPS ET2494L-2UWD	1	台
	PC	EPSON JS210カスタム品	1	台
	LED照明、制御装置		1	台

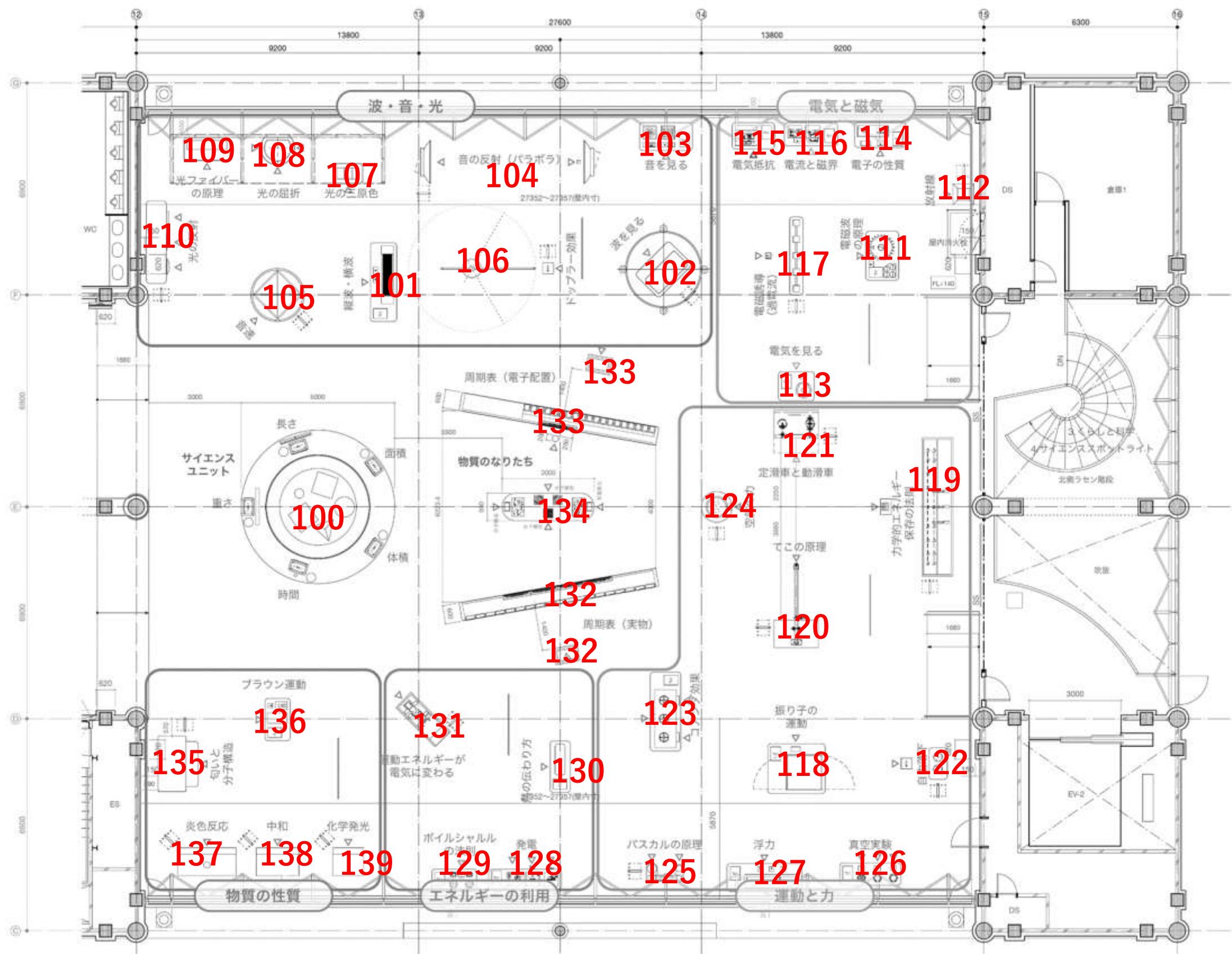
133	周期表(電子配列)、ミクロのスケール		1	台
	壁面什器 金物下地,木工化粧板	6570w×2294d	1	台
	電子配列 アクリルボックス	178×178×100	145	台
	周期表卓上操作卓	730×498×700	1	台
	ミクロのスケール操作卓	650×380	1	台
	55インチモニター	SHARP PN-HY551	1	台
	取付金具(パンタ式)	CHIEF LVS1U	1	台
	映像送出用PC	EPSON JM8400-2カスタム品	1	台
	23.8インチタッチパネルモニター	TPS ET2494L-2UWD	1	台
	PC	EPSON JS210カスタム品	1	台
	LED照明、制御		1	台
134	物質のなりたち ハンズオンテーブル		1	台
	ハンズオンテーブル	3000×900×700 化粧板仕上げ R加工		
	10.1インチタッチパネルモニター	TPS ET1002L-2UWC	2	台
	PC	EPSON JS210カスタム品	2	台
	分子の構造 装置		1	台
	状態の変化 装置		1	台
135	匂いと分子構造		1	台
	焼付塗装スチールケース	W1,800 D900 H2,700		
	操作卓			
	香り自動 移動装置			
	香り用キャップ ^o 形容器入れ箱			
	ガラス製容器 4(ラベンダーキーベース・リアルアセテート, ジャスミンキーベース・ベンジルアセテート),			
	チューブポンプ ^o			
	ドラフトチャンバー・排気管,電源・制御装置			
136	ブラウン運動		1	台
	ブラウン運動什器	1600w×950d×700h 化粧板仕上げ、角R加工		
	デジタル顕微鏡ユニット			
	映像モニター	27インチ		
	制御装置			
	スイッチ類	非接触		
137	炎色反応		1	台
	焼付塗装スチールケース ガラス扉	W1,900 D900 H2100		
	制御装置			
	排気ダクト			
	ガスバーナー		6	台
	ガス配管、電源制御装置			
	警告表示等			
	スイッチ類			
138	中和		1	台
	焼付塗装スチールケース ガラス扉	W1,400 D900 H2100		
	制御装置			
	給水、排水設備			
	攪拌用ビーカー			
	タンク			
	ロータリーポンプ			
	スイッチ類			
139	化学発光		1	台
	焼付塗装スチールケース ガラス扉	W1,000 D900 H2100		
	制御装置			
	かくはん装置			
	タンク			
	スイッチ類			



3階 生活と科学



3階 エントランス



令和 7・8 年 清掃休館日カレンダー

休館日	56日
開館日	297日
保守点検休館日	12日
○ 毎月第2月曜日 (8月と10月は第3月曜日)	12日

臨時開館
7月23日(保守点検休館日であるが、特別展開催期間中で繁忙期であるため)
8月10日(休館日であるが、特別期間中で繁忙期であるため)
8月12日(休館日であるが、特別期間中で繁忙期であるため)

令和 7 年 11 月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

12 月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

令和 8 年 1 月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

2 月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28

3 月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

4 月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

5 月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

6 月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

7 月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

8 月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

9 月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

10 月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

清掃・警備業務の委託契約に係る最低制限価格及び低入札価格調査要綱

(平成 31 年 3 月 14 日 財政局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、競争入札により締結する建築物の清掃業務又は警備業務（警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 2 条第 5 項に規定する機械警備業務を除く。）の委託契約（以下「清掃・警備業務の委託契約」という。）について、最低制限価格の適用及び低入札価格調査を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約権者 仙台市事務決裁規程（平成元年仙台市訓令第 7 号）に定める委託契約の締結に係る決裁権者又は専決権者をいう。
- (2) 入札執行者 入札事務を執行する職員をいう。
- (3) 最低制限価格 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 10 第 2 項（令第 167 条の 13 により準用する場合を含む。）の規定により設定する価格をいう。
- (4) 調査基準価格 仙台市契約規則（昭和 39 年仙台市規則第 47 号。以下「規則」という。）第 12 条第 6 項（規則第 16 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づいて作成する、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められる場合の基準となる価格をいう。
- (5) 低価格入札 調査基準価格を下回る入札をいう。
- (6) 低価格入札者 調査基準価格を下回る入札を行った者をいう。
- (7) 最低価格入札者 調査基準価格を下回り、最低の価格で入札を行った者をいう。
- (8) 低入札価格調査 契約権者等が、低価格入札者に対して、事情聴取、関係機関等への照会等により行う調査をいう。
- (9) 契約事務委員会 仙台市契約事務に関する審査委員会規程（平成 6 年仙台市訓令第 18 号。以下「訓令」という。）第 1 条第 1 号に規定する契約事務特別委員会、同条第 3 号に規定する契約事務青葉区委員会、契約事務宮城野区委員会、契約事務若林区委員会、契約事務太白区委員会及び契約事務泉区委員会並びに同条第 4 号に規定する契約事務宮城委員会及び契約事務秋保委員会をいう。
- (10) 契約担当課 財政局財政部契約課、区役所区民部総務課又は区役所総合支所総務課をいう。

(最低制限価格を適用する清掃・警備業務の委託契約)

第 3 条 契約担当課が発注する予定価格 1,000 万円以上の清掃・警備業務の委託契約（清掃業務に係るものについては、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 3 条第 1 項に規定する総務大臣が定める額未満のものに限る。）のうち、著しく低価格での入札が見込まれるものとして契約権者が指定するものについては、最低制限価格を適用する。

2 前項の場合においては、当該契約に係る規則第 5 条に規定する一般競争入札の公告（以下「入札公告」という。）を実施する場合にあっては当該公告に、令第 167 条の 12 第 2 項に規定する指名競争入札の指名に係る通知（以下「指名通知」という。）を実施する場合にあっては当該通知に、最低制限価格を適用する旨を明示するものとする。

(最低制限価格)

第4条 最低制限価格は、契約権者が、契約内容に適合した履行を確保するために必要と認める額とする。

(入札の執行)

第5条 入札執行者は、最低制限価格を適用する契約についてその価格を下回る入札があったときは、当該入札をした者を失格とし、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 落札者となるべき入札者がなかったときは、入札執行者は、再度の入札に付するものとする。

(低入札価格調査を実施する清掃・警備業務の委託契約)

第6条 最低制限価格を適用しない契約担当課が発注する予定価格1,000万円以上の清掃・警備業務の委託契約については、この要綱に定める低入札価格調査を実施するものとする。

2 前項の場合においては入札公告を実施する場合にあっては当該公告に、指名通知を実施する場合にあっては当該通知に、低入札価格調査を実施する旨を明示するものとする。

(調査基準価格)

第7条 調査基準価格は、当該契約に係る予定価格から消費税及び地方消費税の額に相当する額を控除して得た額に100分の65を乗じて得た額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)とする。

(入札の執行)

第8条 入札執行者は、低価格入札が行われたときは、落札の決定を保留するものとし、調査の上後日落札者を決定する旨を告げて、入札を終了する。

(調査等の実施)

第9条 低価格入札者は、契約権者が指定する日までに、誓約書(様式第1)及び次項各号に掲げる事項に関する資料で、契約権者が指定するものを契約権者に提出しなければならない。

2 契約権者は、低価格入札が行われたときは、当該低価格入札者により、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうか、及びその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるかどうかにつき、設計担当課長とともに、次に掲げる事項について、低価格入札者からの事情聴取、関係機関等への照会等により調査を行うものとする。ただし、低入札価格者の全部について当該調査を行うことを困難とする事情があるときは、低価格入札者の一部について当該調査を行うことができる。

- (1) 業務を実施するに当たり当該低価格入札者が計画している技術者等の人員配置その他の当該業務の実施体制
- (2) 当該低価格入札者が、労務等の提供について市場価格以下の価格による提供が可能である旨の主張をしている場合にあっては、その理由
- (3) 当該低価格入札者が現在実施している業務のその実施状況
- (4) 当該低価格入札者が価格の算定に当たり、技術計算等について外注している場合にあっては、その外注内容
- (5) 当該低価格入札者が以前受託した業務委託における実施状況
- (6) 当該低価格入札者の経営状況等
- (7) 労働社会保険諸法令の遵守状況

(8) その他価格の算定の調査に関し必要と認められる事項

3 契約権者は、最低価格入札者について低価格調査票を作成するものとする。

(契約権者による措置)

第 10 条 契約権者は、前条の規定による調査の結果、当該最低入札価格によっても当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認められるときであって、かつ、当該最低価格入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがないと認められるときは、当該最低価格入札者を落札者と決定するものとし、それ以外のときは、契約事務委員会に訓令第 2 条第 1 項第 14 号、第 4 条第 7 号又は第 5 条第 2 号に規定する低入札価格調査等をさせなければならない。

(契約事務委員会の審査結果を踏まえた落札者の決定)

第 11 条 前条後段の場合、契約事務委員会は、当該最低入札価格によっても当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるかどうか、及び当該最低価格入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるかどうかについて、次の各号により調査及び判定を行い、その結果を低入札価格調査結果表により契約権者に提出するものとする。

(1) 入札者に次のいずれかに該当する事由がある場合は、落札者とししないものとする。

イ 契約権者が指定した調査資料を期限までに提出しないこと、事情聴取に応じないこと、その他調査に協力しないこと

ロ 契約を締結する意思がない旨を表明したこと

ハ 入札時に提出する価格内訳書と低入札調査時の提出書類に軽微な錯誤とは認められない相違があること

ニ 入札金額の積算内訳が仕様書等に記載された配置人員等の条件を満たしていないこと、その他調査資料に重大な誤り又は虚偽の記載があること

ホ 法定最低賃金を下回る労務単価で入札金額を積算していること、その他労働社会保険諸法令に違反する事由があると認められること

ヘ 採算割れの受注であることが明らかであること

(2) 入札金額の積算内訳その他調査資料に誤り（前号ニに掲げるものを除く。）がある場合は、当該入札価格によっても契約の内容に適合した履行がされないおそれがなく、かつ、当該入札者と契約を締結しても公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがないと認められる特別の事情がない限り、落札者とししないものとする。

2 契約権者は、前項の規定により提出された契約事務特別委員会の調査及び判定の結果を踏まえ、当該最低入札価格によっても当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められないときであって、かつ、当該最低価格入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められないときは、当該最低価格入札者を落札者と決定し、それ以外のときは、落札者とししないものとする。

(次順位価格の入札者等の準用)

第 12 条 契約権者は、前条第 2 項の規定により最低落札入札者を落札者とししない場合においては、予定価格の制限の範囲内の最低入札価格に次いで低い価格（以下「次順位価格」という。）が調査基準価格以上の価格であるときは、当該次順位価格の入札者を落札者と決定し、次順位価格が調査基準価格を下回る価格であるときは、当該入札者につき第 9 条第 3 項、第 10 条及び前条の規定を準用する。

2 次順位価格の入札者を落札者と決定しない場合においては、次順位価格から順に低い価格の入札者

について前項の規定を準用する。

(入札者への通知)

第 13 条 契約権者は、第 10 条、第 11 条第 2 項又は前条の規定により落札者を決定した場合は、直ちに当該落札者と決定された入札者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してもその旨を通知するものとする。

2 契約権者は、第 11 条第 2 項の規定（前条により準用する場合を含む。）により、前項の落札者よりも低い価格で入札の申込みを行った者を落札者としなない場合、当該入札の申込みを行った者に対してはその理由もあわせて通知するものとする。

3 第 1 項の規定による他の入札者全員に対する通知は、前項の場合を除き、入札経過表の掲示をもって通知に代えることができる。

(契約の特約等)

第 14 条 契約権者は、契約の適正な履行を確保するため、第 10 条の規定により落札者を決定した場合（第 12 条において準用する場合を含む。）は契約書に別記 1 に掲げる条項を、第 11 条第 2 項の規定により落札者を決定した場合（第 12 条において準用する場合を含む。）は契約書に別記 1 及び別記 2 に掲げる条項を、それぞれ加えて当該落札者と契約を締結するものとする。

2 契約権者は、第 10 条又は第 11 条第 2 項の規定により落札者を決定した場合（第 12 条において準用する場合を含む。）、第 9 条第 1 項に規定する誓約書のほかに、当該最低価格入札者から当該業務の適正履行に関し誓約書を徴収することができる。

(契約期間中における労働社会保険諸法令の遵守状況に関する調査等)

第 15 条 設計担当課長は、契約権者が、第 10 条又は第 11 条第 2 項（第 12 条において準用する場合を含む。）の規定により落札者と決定した者と契約を締結した場合において、労働社会保険諸法令の遵守状況に関する調査その他必要な調査を行うものとする。

(委任)

第 16 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、財政局長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

2 清掃・警備業務の委託契約に係る最低制限価格制度及び低入札価格調査判定基準試行要綱（平成 22 年 12 月 2 日市長決裁）は廃止する。

附 則（令和 2 年 4 月 1 日改正）

(実施期日)

1 この改正は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の別記 2 の規定は、この改正の実施の日以後に締結する契約から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 9 月 28 日改正）

(実施期日)

1 この改正は、令和 2 年 10 月 1 日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の別記2の規定は、この改正の実施の日以後に締結する契約から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

誓 約 書

年 月 日

様

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

当社は、労働社会保険諸法令、その他関連法令を遵守しており、また契約締結後においても同法令を遵守するとともに、説明を求められた際には誠実に応じる事をあらためて誓約します。

別記1 特に定めた契約条件

(業務体制を確認できる書類の提出及びその内容についての事情聴取)

第1条 受注者は、その業務体制について記載した書類を作成し、発注者からその提出を求められたときは、これに応じなければならない。

2 受注者は、前項に規定する書類について発注者から事情聴取を求められたときは、これに応じなければならない。

第2条 受注者は、業務を行うに当たり仕様書に基づき計画した内容について記載した書類を作成し、発注者からその提出を求められたときは、これに応じなければならない。

2 受注者は、前項に規定する書類について発注者から事情聴取を求められたときは、これに応じなければならない。

第3条 受注者は、業務を行うに当たり労働社会保険諸法令の遵守状況について確認できる書類について、発注者からその提出又は提示を求められたときは、これに応じなければならない。

2 受注者は、前項に規定する書類について発注者から事情聴取を求められたときは、これに応じなければならない。

別記2 特に定めた契約条件

【業務委託契約書（第5-1-2号様式）】

（契約の保証）

第1条 本則第3条第2項中「10分の1（仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号。以下「規則」という。）第20条第9号に該当する場合にあっては、仙台市財務局長が別に定める基準による額）以上」とあるのは「10分の3（仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号。以下「規則」という。）第20条第9号に該当する場合にあっては、仙台市財務局長が別に定める基準による額の3倍）以上」と読み替えて適用するものとする。

2 本則第3条第5項中「10分の1（規則第20条第9号に該当する場合にあっては、仙台市財務局長が別に定める基準による額）」とあるのは「10分の3（規則第20条第9号に該当する場合にあっては、仙台市財務局長が別に定める基準による額の3倍）」と読み替えて適用するものとする。

（違約金の徴収）

第2条 本則第34条第2項中「10分の1に相当する額（規則第20条第9号に該当する場合にあっては、仙台市財務局長が別に定める基準による額）」とあるのは「10分の3に相当する額（規則第20条第9号に該当する場合にあっては、仙台市財務局長が別に定める基準による額の3倍）」と読み替えて適用するものとする。

【業務委託契約書（第5-1-4号様式）】

（契約の保証）

第1条 本則第3条第2項中「10分の1（仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号。以下「規則」という。）第20条第9号に該当する場合にあっては、仙台市財務局長が別に定める基準による額）以上」とあるのは「10分の3（仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号。以下「規則」という。）第20条第9号に該当する場合にあっては、仙台市財務局長が別に定める基準による額の3倍）以上」と読み替えて適用するものとする。

2 本則第3条第5項中「10分の1（規則第20条第9号に該当する場合にあっては、仙台市財務局長が別に定める基準による額）」とあるのは「10分の3（規則第20条第9号に該当する場合にあっては、仙台市財務局長が別に定める基準による額の3倍）」と読み替えて適用するものとする。

（違約金の徴収）

第2条 本則第33条第2項中「10分の1に相当する額（規則第20条第9号に該当する場合にあっては、仙台市財務局長が別に定める基準による額）」とあるのは「10分の3に相当する額（規則第20条第9号に該当する場合にあっては、仙台市財務局長が別に定める基準による額の3倍）」と読み替えて適用するものとする。

清掃・警備業務の委託契約に係る最低制限価格及び低入札価格調査要綱実施要領

(平成 31 年 3 月 14 日 財政局長 決裁)

清掃・警備業務の委託契約に係る最低制限価格及び低入札価格調査実施要綱（平成 31 年 3 月 14 日 財政局長 決裁。以下「要綱」という。）第 16 条の規定に基づき、要綱の実施要領を次のとおり定める。

(契約権者が指定する日)

第 1 条 要綱第 9 条に規定する契約権者が指定する日は、入札より原則として 7 日以内とする。

(様式)

第 2 条 要綱第 9 条に規定する契約権者が指定する資料は次のとおりとする。

- | | |
|----------------------------|-----------------|
| (1) 業務工程表（年間） | 様式 1-1-1（清掃） |
| (2) 業務工程表（月間人員割当） | 様式 1-1-2（清掃・警備） |
| (3) 業務工程表（個人時間別） | 様式 1-1-3（清掃） |
| (4) 業務工程表（定期清掃） | 様式 1-1-4（清掃） |
| (5) 業務工程表（時程表） | 様式 1-1-5（警備） |
| (6) 理由書 | 様式 1-2-1（清掃・警備） |
| (7) 調査用価格内訳書 | 様式 1-2-2（清掃・警備） |
| (8) 人件費内訳書 | 様式 1-2-3（清掃・警備） |
| (9) 業務実施状況 | 様式 1-3-1（清掃・警備） |
| (10) 外注内訳書 | 様式 1-4-1（清掃・警備） |
| (11) 経営状況調書 | 様式 1-5-1（清掃・警備） |
| (12) 業務従事者の雇用状況報告書 | 様式 1-6-1（清掃・警備） |
| (13) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める資料 | |

2 要綱第 9 条第 3 項に規定する低価格調査票は様式 2 とする。

3 要綱第 11 条第 1 項に規定する低入札価格調査結果表は様式 3 とする。

(労働社会保険諸法令等の遵守状況に関する調査)

第 3 条 要綱第 15 条に規定する調査は、契約期間中 6 ヶ月を経過するごとに実施するほか、設計担当課長が必要と認めたときに実施する。

附 則

1 この要領は平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

2 清掃・警備業務の委託契約に係る最低制限価格制度及び低入札価格調査判定基準試行要綱実施要領（平成 22 年 12 月 2 日 財政局長 決裁）は廃止する。

業務工程表 (月間人員割当)

氏名	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1月当たりの 合計時間数	うち深夜労 働時間数				
	曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火						
責任者	勤務形態																																				
	作業区分																																				
副責任者	勤務形態																																				
	作業区分																																				
作業員 A	勤務形態																																				
	作業区分																																				
作業員 B	勤務形態																																				
	作業区分																																				
作業員 C	勤務形態																																				
	作業区分																																				
作業員 D	勤務形態																																				
	作業区分																																				
作業員 E	勤務形態																																				
	作業区分																																				
作業員 F	勤務形態																																				
	作業区分																																				
1日当りの合計時間数																																					

勤務形態 (_____ ~ _____) 時間【 深夜 _____ 時間 超勤 _____ 時間】 (_____ ~ _____) 時間【 深夜 _____ 時間 超勤 _____ 時間】
 (_____ ~ _____) 時間【 深夜 _____ 時間 超勤 _____ 時間】 (_____ ~ _____) 時間【 深夜 _____ 時間 超勤 _____ 時間】
 (_____ ~ _____) 時間【 深夜 _____ 時間 超勤 _____ 時間】 (_____ ~ _____) 時間【 深夜 _____ 時間 超勤 _____ 時間】

表中の「勤務形態」欄には、表外破線外の「勤務形態」欄 ~ の該当する番号を記入する。
 清掃の場合、「作業区分」欄に、日常清掃は「日」を、定期清掃は「定」と記入すること。警備の場合、この欄の記入は不要とする。

業務工程表 (個人時間別)

氏名	勤務時間	作業内容	従事見込時間(分)	時間計(分)
責任者	: ~ :			
	うち休憩時間 (分)			
副責任者	: ~ :			
	うち休憩時間 (分)			
作業員 A	: ~ :			
	うち休憩時間 (分)			
作業員 B	: ~ :			
	うち休憩時間 (分)			
作業員 C	: ~ :			
	うち休憩時間 (分)			
作業員 D	: ~ :			
	うち休憩時間 (分)			
作業員 E	: ~ :			
	うち休憩時間 (分)			

日常清掃について記載する。

従事者ごとに、作業内容や従事見込時間を分単位で記載する。

「勤務時間」欄には、休憩を含む勤務時間帯を、「うち休憩時間」欄には、休憩や休息時間の合計を記入する。

業 務 工 程 表 (時 程 表)

氏名	勤務形態	項 目	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	1	2	3	4	5	6	7	8	実労時間 (うち深夜勤務)	休憩時間 (うち仮眠時間)	
責任者	従事時間帯																												H	H
	業務内容																												H	H
副責任者	従事時間帯																												H	H
	業務内容																												H	H
作業員 A	従事時間帯																												H	H
	業務内容																												H	H
作業員 B	従事時間帯																												H	H
	業務内容																												H	H
作業員 C	従事時間帯																												H	H
	業務内容																												H	H
作業員 D	従事時間帯																												H	H
	業務内容																												H	H

勤務形態 (____ ~ ____) 実労時間 ____ 時間 [うち 深夜勤務 ____ 時間 超過勤務 ____ 時間] (____ ~ ____) 実労時間 ____ 時間 [うち 深夜勤務 ____ 時間 超過勤務 ____ 時間]
 (____ ~ ____) 実労時間 ____ 時間 [うち 深夜勤務 ____ 時間 超過勤務 ____ 時間] (____ ~ ____) 実労時間 ____ 時間 [うち 深夜勤務 ____ 時間 超過勤務 ____ 時間]
 (____ ~ ____) 実労時間 ____ 時間 [うち 深夜勤務 ____ 時間 超過勤務 ____ 時間] (____ ~ ____) 実労時間 ____ 時間 [うち 深夜勤務 ____ 時間 超過勤務 ____ 時間]

平日及び休日ごと(任意の1日)に作成すること。
 本書に代えて、貴社の独自様式での提出も可とする。

理 由 書

1 市場価格以下の入札金額で応札した理由

--

2 積算にあたって特に低減したもの。また、可能になった理由

--

調査用価格内訳書

単位：円

項目	氏名	単位	年間雇用月数	月額人件費	年間人件費	備考
直接人件費	責任者	月				
	副責任者	月				
	作業員 A	月				
	作業員 B	月				
	作業員 C	月				
	作業員 D	月				
	作業員 E	月				
	作業員 F	月				
作業員 G	月					
直接人件費 計						
項目	内容	単位	数量	単価	年間所要金額	備考
直接物品費						
直接物品費 計						
項目	内容	単位	数量	単価	年間所要金額	備考
業務管理費						
業務管理費 計						
項目	内容	単位	数量	単価	年間所要金額	備考
一般管理費等						
一般管理費等 計						

表中 ~ × 契約年数・・・		入札金額と一致すること
消費税相当額・・・・・・・・・・		
契約金額(消費税込み)・・ +		

項目	入札時に提出した 価格内訳書の金額	表中 ~ × 契約年数
直接人件費 ()		
直接物品費 ()		
業務管理費 ()		
一般管理費等 ()		
合計金額		

の備考欄には、従事者の年間従事時間数(実時間数)を記載すること。
 月額人件費は様式1-2-3「人件費内訳書」の直接人件費と一致すること。
 記載項目以外に計上すべき金額がある場合は補足し、確認できる書類を添付すること。
 には契約期間中の総額を記載し、入札金額と一致すること。
 入札時に提出した「価格内訳書」と本書に相違がある場合、失格となるので注意すること。
 入札時点で本業務について採算が取れていないと判断される場合、失格となるので注意すること。
 から までの内容については、国土交通省大臣官房官庁営繕部作成「建築保全業務積算基準」を参考にすること。

人 件 費 内 訳 書

科 目		金 額 (月額;円)										備 考	
		責任者	副責任者	作業員A	作業員B	作業員C	作業員D	作業員E	作業員F	作業員G	作業員H		
直接 人件費	基本給	(A)											
	通勤交通費	a											
	休日出勤手当	b											
	時間外手当	c											
	深夜手当	d											
	精皆勤手当	e											
	家族手当	f											
	賞与	g											
		h											
	直接人件費小計 A + a + b + ... + h	(B)											
間接 人件費	賞与引当金	(C)											
	健康保険事業主負担	i											
	厚生年金事業主負担	j											
	子ども・子育て拠出金	k											
	雇用保険事業主負担	l											
	労災保険料	m											
	退職金引当金	n											
	被服費	o											
		p											
	q												
	間接人件費小計 C + i + j + ... + q	(D)											
参考;法定福利控除後基本給 A - (i + j + l)	(E)												

単位:時間

項 目		責任者	副責任者	作業員A	作業員B	作業員C	作業員D	作業員E	作業員F	作業員G	作業員H	備 考
雇用形態												
労働契約の期間												
1日当たり労働時間												
うち深夜労働時間												
1週当たり労働時間												
うち深夜労働時間												
1月当たり労働時間	(F)											
うち深夜労働時間	r											
1時間当たり賃金	(A)/(F)											単位:円
1時間当たり賃金(控除後)	(E)/(F)											単位:円

●従業員全員の月額人件費を記入すること。なお、直接人件費小計は、様式1-2-2「調査用価格内訳書」の「月額人件費」と一致すること。

経 営 状 況 調 書

単位：千円

	項 目	年度	年度	年度
1	売上高			
2	売上原価			
3	営業利益			
4	営業外利益			
5	経常利益			
6	当期純利益			
7	総資産			
8	負債 (他人資本)			
9	自己資本			
10	流動比率			
11	自己資本比率			

総従業員数 (提出日現在)	
-----------------	--

上記「総従業員数」の内訳		人 数
業 務 内 容	事務部門	
	業務部門	
雇 用 形 態	正社員	
	上記以外 (臨時雇用等)	

} 事務部門+事業部門 = 総従業員

} 正社員+上記以外 (臨時雇用等)
= 総従業員数

過去3ヵ年を記載する。

流動比率=流動資産/流動負債 × 100で算出する。

自己資本比率=自己資本/総資産 × 100で算出する。

業務等従事者の雇用状況報告書 (年 月)

氏名	雇用形態 (職名)	労働契約期間	労働時間等	加入・非加入の状況				備考
				労災保険	雇用保険	健康保険	厚生年金	
責任者				加入・非加入	加入・非加入	加入・非加入	加入・非加入	
副責任者				加入・非加入	加入・非加入	加入・非加入	加入・非加入	
作業員 A				加入・非加入	加入・非加入	加入・非加入	加入・非加入	
作業員 B				加入・非加入	加入・非加入	加入・非加入	加入・非加入	
作業員 C				加入・非加入	加入・非加入	加入・非加入	加入・非加入	
作業員 D				加入・非加入	加入・非加入	加入・非加入	加入・非加入	
作業員 E				加入・非加入	加入・非加入	加入・非加入	加入・非加入	
作業員 F				加入・非加入	加入・非加入	加入・非加入	加入・非加入	
作業員 G				加入・非加入	加入・非加入	加入・非加入	加入・非加入	
作業員 H				加入・非加入	加入・非加入	加入・非加入	加入・非加入	
作業員 I				加入・非加入	加入・非加入	加入・非加入	加入・非加入	
作業員 J				加入・非加入	加入・非加入	加入・非加入	加入・非加入	

「雇用形態」には、「正社員」、「パート」、「アルバイト」などの雇用形態を記入すること。

「備考」には、生年月日と年齢を記載すること。

業務従事者が、本業務以外の現場にも従事している場合には、その旨を「備考」欄に記載すること。

本書は、契約後においても半年に1回は提出し、担当課の確認を受けること。

様式 2

低 価 格 調 査 票

(1 / 2)

1 調査概要

業 務 名		調査年月日	年 月 日
入札業者名		入札年月日	年 月 日
調査実施者	契約権者()	設計担当課長()	
調査出席者			
予定価格	円	調査基準価格	円
		入札価格	円

2 調査結果

調 査 項 目	調 査 結 果
業務を実施するに 当たり当該低価格入 札者が計画している 技術者等の人員配置 その他の当該業務の 実施体制	
当該低価格入札者 が、労務等の提供に ついて市場価格以下 の価格による提供が 可能である旨の主張 をしている場合にあ っては、その理由	
当該低価格入札者 が現在実施している 業務のその実施状況	
当該低価格入札者 が価格の算定に当た り、技術計算等につ いて外注している場 合にあっては、その 外注内容	

<p>当該低価格入札者が以前受託した業務委託における実施状況</p>	
<p>当該低価格入札者の経営状況等</p>	
<p>労働社会保険諸法令の遵守状況</p>	
<p>その他価格の算定の調査に関し必要と認められる事項</p>	

3 対応方針

<p>契約権者の対応方針</p>	
------------------	--

低 入 札 価 格 調 査 結 果 表

年 月 日開催した契約事務()委員会において、下記のとおり決定した。

契約事務()委員会
委員長

記

業務名				
予定価格：A	円		調査基準価格：B	円
低価格入札者名	入札価格(円) C	入札率(%) C / A	調査結果の表示	
			契約の内容及び適合した履行等の当否	理由
摘要				

- 1 「契約の内容及び適合した履行等の当否」の欄には、「当」又は「否」を記入すること。
- 2 「理由」の欄は、「契約の内容及び適合した履行等の当否」に「否」と記入した場合のみ具体的に記入すること。

清掃・警備業務の委託契約に係る低入札価格調査資料作成要領

【共通事項】

「氏名」欄に従事者ごとの記載が必要な欄については、責任者、副責任者、作業員A、B・・・とし、指定された場合を除き実名での記入は要しない。また、従事予定者全員分を記載すること。用紙が足りない場合にはコピーしたものを使用すること。

1 業務を実施するに当たり計画している技術者等の人員配置、その他の当該業務の実施体制

(1)業務工程表（年間） 様式 1-1-1（清掃）

日常清掃を除く仕様書で定めのある全ての業務について、1年間の作業内容や回数を記載する。「頻度」欄の「単位」欄には「月」または「年」の単位を記載し、「回数」欄に年間実施回数を記入すること。実施する月に回数を記載すること。

(2)業務工程表（月間人員割当） 様式 1-1-2（清掃・警備）

表外破線内の「勤務形態」には、括弧内に勤務時間帯、右側に休憩や休息时间、仮眠時間等を除いた実労時間を記入し、深夜勤務や超過勤務を含む場合は、【 】にそれぞれ記載すること。表中の「勤務形態」欄には、上記 で記入した勤務形態ごとの番号(から)を記入すること。「作業区分」欄には、清掃の場合、日常清掃は「日」を、定期清掃は「定」を記入すること。また、警備の場合、この欄の記入は不要とする。「1日あたりの合計時間数」欄には、1日ごとの全従事者の合計時間数を記入すること。1ヶ月を30日として記載すること。

(3)業務工程表（個人時間別） 様式 1-1-3（清掃）

日常清掃について、従事者ごとに記載すること。「勤務時間」欄には、従事者ごとに休憩や休息时间を含めた一日の従事時間帯を記入し、「うち休憩時間」には、そのうちの休憩時間の合計を分単位で記入すること。「作業内容」欄には、仕様書で定められた作業内容を記載し、その作業に要する時間を「従事見込時間（分）」欄に記入すること。また、行が足りない場合には適宜増やし、記入漏れがないよう留意すること。「時間計（分）」欄には、各人ごとの「従事見込み時間数」欄の合計を記載すること。

(4)業務工程表（定期清掃） 様式 1-1-4（清掃）

仕様書に定める定期清掃について、清掃場所ごとに年間の「業務内容」「指定頻度」（単位及び回数）「時間数」「合計時間数」を記入すること。「年間従事時間数」には、「合計時間数」の合計を記載すること。

本様式への記入に代えて、仕様書中の「定期清掃」のページを活用し、清掃箇所の記載部分に直接「合計時間数」及び「年間従事時間数」を記入し、その部分のコピーの提出も可とする。

【記入例】

本様式に代え，仕様書を活用する場合

清掃場所		日常清掃		定期清掃		臨時清掃	
清掃箇所	材質	清掃内容	回数	清掃内容	回数	清掃内容	回数
屋上・バルコニー	モルタル等			1 床名 (1)汚れに応じて拭き掃除 (2)排水溝の清掃 12時間	1/月	仕様書の清掃場所ごとの年間従事時間数を直接記入	
ゴミ集積所	コンクリート	1 掃き掃除	1/日	1 水拭き 6時間	1/月		
ドライエリア	コンクリート	1 掃き掃除	1/日	1 水拭き 6時間	1/月		
シャワー室		1 室内清掃	随時			最後尾に定期清掃の合計を記入する	
年間従事時間数 1,500 時間							

(5)業務工程表（時程表） 様式 1-1-5（警備）

平日及び休日の時程表（任意の1日とする）について，それぞれに作成すること。

本書に代えて，貴社独自様式での提出も可とする。

表外破線内の「勤務形態」欄には，括弧内に勤務時間帯，右側に休憩や休息時間，仮眠時間等を除いた実労時間を記入し，深夜勤務や超過勤務を含む場合は，【 】にそれぞれ記載すること。

表中の「勤務形態」欄には，上記 で記入した勤務形態ごとの番号（ から ）を記入すること。

「従事時間帯」欄は，従事時間帯が識別できるよう網掛け等で表示すること。

「業務内容」欄は，従事業務や休憩・仮眠などの内容や時間がわかるよう記入すること。

【例】 8:30～9:30 南門立哨 21:00～22:00 場内巡回 23:00～3:00 仮眠

【記入例】

氏名	態 勤 勤	項目	8 9 10 11 12 13 14																							
			（各1時間区画）																							
責任者		従事時間帯																								
		業務内容				9:00 ~ 10:00			10:00 ~ 12:00 警備室						11:00 ~ 12:00			12:00 ~ 13:00			13:00 ~ 14:00					

「実労時間」欄は，従事者ごとに実労時間の合計記入し，その下の段に，深夜勤務を行なった時間数を括弧書きで記入すること。ただし，深夜勤務時間帯は22時から5時までとする。

「休憩時間」欄は，従事者ごとに休憩時間の合計を記入し，その下に，仮眠時間数を括弧書きで記入すること。

(6)業務責任者に関する調書（清掃） 入札参加前に提出していない場合のみ提出

仕様書に要件が定められている場合に提出すること。

(7)配置予定ビルクリーニング技能士に関する調書 入札参加前に提出していない場合のみ提出

出

仕様書に要件が定められている場合に提出すること。

2 労務等の提供について、市場価格以下の価格による提供が可能な場合の理由

(1)理由書 様式 1-2-1 (清掃・警備)

「1 市場価格以下の入札金額で応札した理由」には、本件の入札にあたり、どのような理由で市場価格以下での提供に至ったか、その理由を詳細に記載すること。

「2 積算にあたって特に低減したものの。また、可能になった理由」には、積算にあたって特に経費を低減したものは何か、また、それはどのような理由から当該価格等で提供可能になったのか、具体的に記入すること。

(2)調査用価格内訳書 様式 1-2-2 (清掃・警備)

「直接人件費 ()」

直接人件費は、当該業務に直接従事する者のそれぞれについての給与、諸手当とする。

ア 「年間雇用月数」には、単年度中に雇用する予定月数を記載し、「月間人件費」欄の額で乗じたものを「年間人件費」欄に記載すること。なお、日数に端数が生じて数字に誤差が生じる場合、調整すること。

イ 「月額人件費」欄は、様式 1-2-3「人件費内訳書」と一致すること。

ウ 「備考」の欄には、従事者後との年間総勤務時間数(実時間数)を記載すること。

「直接物品費 ()」

直接物品費は、当該業務を行なうために必要な物品類にかかる費用とする。

ア 仕様書に示されている業務の履行に必要な物品経費を全て記載すること。

【例】清掃器具、諸材料(洗剤、ワックス等)、消耗品(トイレトペーパー、せっけん水、ゴミ袋等)、器材の損料 など

イ 外注経費があれば記載し、様式 1-4-1「外注内訳」にも併せて記載すること。

ウ 機械のリース料、減価償却費もこの欄に計上すること。

エ 在庫があるなどの理由で経費がかからない消耗品などについても記載し、その理由について備考欄に記載すること。なお、この場合、在庫等を証明できる現場写真を添付すること。

オ 確認のため見積書の写しを求める場合がある。

「業務管理費 ()」

物品管理費とは、業務を実施する上で、受注者が現場業務を管理運営するために必要な直接業務費以外の費用とする。

【例】総合調整費、福利厚生費、通信交通費、安全管理費、技術管理費 など

「一般管理費等 ()」

受注者が企業を維持運営していくために必要な、直接業務費及び直接管理費以外の費用とする。

【例】従事者に係る間接人件費・給料手当(現場の従事者を除く)、事務用品費、事務所光熱水費、雑費 など

間接人件費は必ず計上すること。また、端数処理が必要な場合、上記 から の項目のどれにも属さない費用を計上する場合には、この欄に記入すること。

表中 には、 ~ の合計に契約年数を掛けたものを記入すること。

端数が生じる場合は、「一般管理費等」に「調整費」として計上すること。

「消費税相当額」欄には、 に契約締結時点で想定される消費税率を乗じた金額を記入すること。

「総額」には、上記及び を足上げた金額を記入すること。なお、この金額が契約金額となる。

入札時に提出した内訳書と、本内訳書に相違がある場合失格となるので注意すること。

入札時点において本業務についての採算が取れていないと判断される場合は、失格となるので注意すること。

上記 から の内容や区分方法などの詳細については、国土交通省大臣官房営繕部作成「建築保全業務積算基準」を参考とすること。

(3)人件費内訳書 様式 1-2-3 (清掃・警備)

全ての従事者について、月額人件費を記載すること。

「直接人件費」「間接人件費」欄ともに、記載項目以外の項目を支給する場合には、空欄に記載すること。また、行が足りない場合には適宜増やすこと。

「直接人件費小計(B)」「間接人件費小計(D)」「参考：法定福利控除後基本給(E)」各欄は、欄内に記載された数式により算出した金額を各人ごとに記載すること。

「雇用形態」欄には、「正社員」「パート」「アルバイト」等の雇用形態を記載すること。それ以下の項目についても、各人ごとに記載すること。

様式 1-2-2「調査用価格内訳書」の「直接人件費」欄、「月額人件費」欄と一致すること。

3 現在実施している業務のその実施状況及び以前受託した業務委託における実施状況

(1)業務実施状況 - 様式 1-3-1 (清掃・警備)

本件と類似業務の公共施設の受注実績について、仙台市発注、宮城県内発注、宮城県外発注の順番で記入すること。

「元請・下請の別」欄の該当する箇所に をつけること。

「施行面積、建物の規模等」欄は、受注した施設の規模がわかるよう記載すること。

「従事人員」欄は、1日の平均従事者数を記載すること。

過去3年以内に受注したもの全てについて記載すること。なお、1枚以上ある場合でも、提出は1枚のみでよい。

4 価格の算定に当たり、技術計算等について外注している場合にあっては、その外注内容

(1)外注内訳書 様式 1-4-1 (清掃・警備)

外注する業務全てについて記入すること。

外注がある場合には、様式 1-2-2「調査用価格内訳表」の「直接物件費()」欄にも併せて記載すること。

確認のため、見積書(写し)の提出を求められることがある。

5 経営状況等

(1)経営状況調書 様式 1-5-1 (清掃・警備)

調書作成時点で完結している決算期過去3期分について、1から11までの項目を記入すること。

「10 流動比率」欄は、流動資産 / 流動負債 × 100 で算出すること。

「11 自己資本比率」欄は、自己資本 / 自己資本 / 総資産 × 100 で算出すること。

「総従事者数（提出日現在）」欄について、「業務内容」及び「雇用形態」の項目別に、その内訳人数を記載すること。

6 労働社会保険諸法令の遵守状況

(1)業務従事者の雇用状況報告書 - 様式 1-6-1（清掃・警備）

「雇用形態（職名）」欄には、「正社員」「パート」「アルバイト」など、雇用形態を記載すること。

「備考」欄に、生年月日、年齢を記載すること。

従事者が、本業務以外の業務にも従事している場合には、その旨を「備考」欄に記載すること。

本書は、契約後においても半年に1回は提出し、担当課の確認を受けること。

(2)労働保険概算・確定申告の写し（指定様式外 入札参加前に提出していない場合のみ提出）

(3)厚生年金保険料割賦の写し（指定様式外 入札参加前に提出していない場合のみ提出）

(4) 安全教育の実施状況の概要（指定様式外）

非正規労働者を含む全労働者に対して実施している安全教育事業について、名称、実施回数、対象範囲、参加人数などA4版用紙1枚程度にまとめること。

低入札調査基準価格を下回った額での契約を行なう場合、契約後についても、労働社会保険諸法令の遵守状況に関する調査、その他必要な調査を行なうこととする。

7 その他価格の算定の調査に関し必要と認められる事項

上記1から6を除き、本調査に必要なだと認める資料等があれば適宜提出すること。